

# 第三次東大和市子ども読書活動推進計画

[令和5（2023）年度～令和9（2027）年度]



令和5（2023）年3月

東大和市教育委員会

(表紙イラスト)



やまとつくん (左)・こころちゃん (右)  
東大和市教育委員会のキャラクター

## はじめに

読書は、子どもが言葉を学び、想像力を養い、幅広い知識を習得して、社会の中で人々とともに生きる力を身に付ける上で、欠くことのできないものです。

東大和市では、平成25年に「東大和市子ども読書活動推進計画（平成25年度～平成29年度）」を、平成30年に「第二次東大和市子ども読書活動推進計画（平成30年度～平成34年度）」を策定し、東大和市全体での子どもの読書活動の推進を図ってまいりました。

このことにより、学校図書館と市立図書館との連携が一層深まり、調べ学習や学級文庫への団体貸出を充実させるとともに、市立図書館での児童・生徒によるおすすめ本の展示等、様々な企画を広げることができました。さらに、学校図書館への新聞の配置、学童保育所への団体貸出・資料配送等、新たな取組も進んでいます。

その一方で、家庭での読書活動の充実、学校図書館の充実、不読率改善のための取組等、課題も明らかになってきました。また、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、子どもたちの生活にも大きな影響を与えました。その中で東大和市においては、児童・生徒に1人1台端末が配置され、この活用により、さらなる読書活動の進展が期待されます。

こうした新たな課題に取り組み、社会情勢の変化に対応するため、ここに「第三次東大和市子ども読書活動推進計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）」を策定し、なお一層の東大和市における子どもの読書環境の充実を図ってまいります。

令和5（2023）年3月  
東大和市教育委員会  
教育長 真如 昌美

# 目 次

はじめに

第1章 策定にあたっての基本的な考え方 .....	1
1 第三次東大和市子ども読書活動推進計画の目的 .....	2
2 計画の位置付け .....	2
3 子ども読書活動推進の意義 .....	3
4 国の動向 .....	3
5 都の動向 .....	3
6 計画の対象 .....	3
7 計画の期間 .....	4
8 計画策定体制と策定方法 .....	4
9 SDGsと計画の関連 .....	4
第2章 読書活動の現状と課題 .....	7
1 第一次及び第二次東大和市子ども読書活動推進計画の実績 .....	8
(1) 第一次計画及び第二次計画期間中の各事業における目標数 .....	8
(2) 第一次計画及び第二次計画期間中の各事業における目標達成数 及び達成度評価 .....	8
2 個人・関係団体へのアンケート調査 .....	12
3 東大和市の子ども読書活動の現状と課題 .....	13
(1) 家庭・地域 .....	13
(2) 学校 .....	21
(3) 市立図書館 .....	32
(4) 子どもの読書活動を支える人たち .....	42
(5) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の状況 .....	44

第3章	子ども読書活動推進のための具体的な取組	45
1	基本目標	46
2	家庭・地域	47
	(1) 家庭	47
	(2) 保育所・幼稚園・認定こども園等の子育て関連施設	48
	(3) 児童館	49
	(4) 学童保育所	50
	(5) 保健センター	51
	(6) 子ども家庭支援センター	51
	(7) 公民館	52
	(8) 郷土博物館	53
3	学校	54
	(1) 小中学校	54
	(2) 高等学校	56
4	市立図書館	57
	(1) 読書環境の整備	57
	(2) 対象別サービス	60
5	子どもの読書活動を支える人たち	62
	(1) 文庫	62
	(2) 読み聞かせ・おはなしのグループ	62
	(3) 学習グループ	63
6	計画の進行管理	63
＜資料編＞		65
資料1	子どもの読書活動の推進に関する法律	66
資料2	第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	69
資料3	第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	71
資料4	東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議設置要綱	72
資料5	令和3年度「3歳児健診アンケート」結果（抜粋）	74
資料6	令和3年度「子ども読書調査」結果（抜粋）	76
資料7	第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定経過	83





## 第1章 策定にあたっての基本的な考え方

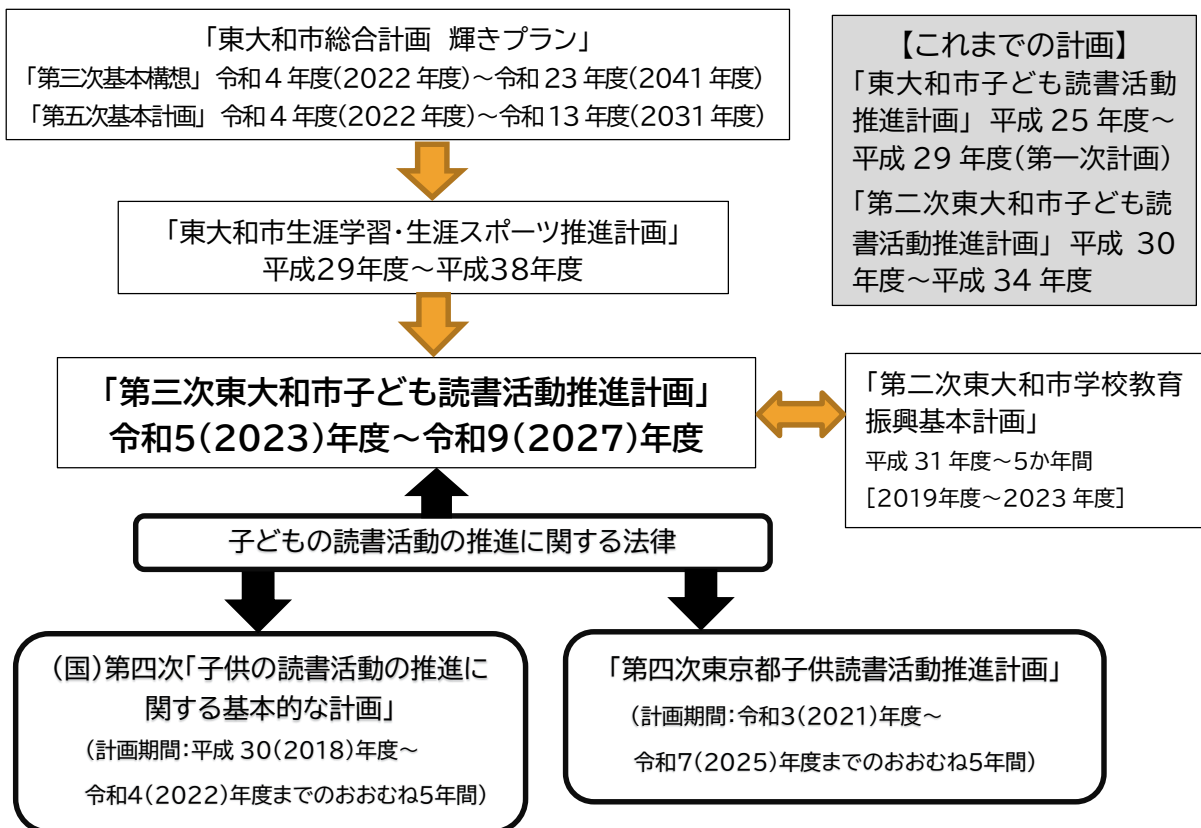
## 1 第三次東大和市子ども読書活動推進計画の目的

この計画は、家庭、地域、学校、図書館等の機関や施設における読書活動への取組を体系化し、関係機関が相互に連携して東大和市の全ての子どもたちの読書活動を支援し推進することを目的とします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」<sup><資料1></sup>第9条第2項の規定に基づき策定します。

また、「東大和市総合計画 輝きプラン」及び「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」を上位計画とし、「第二次東大和市学校教育振興基本計画」等との整合性を図りながら、子どもの読書活動を支援・推進するための計画となります。





### 3 子ども読書活動推進の意義

子どもにとって読書とは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、子どもたちが自主的に読書に親しみ、読書習慣を身に付け、読書をとおして得た知識を基にして、人生をより主体的に、より豊かに生きていくために、社会全体で積極的に環境の整備を行う必要があります。

### 4 国の動向

平成13（2001）年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めました。

これまで国は、平成14（2002）年に第一次基本計画、平成20（2008）年に第二次基本計画、平成25（2013）年に第三次基本計画、平成30（2018）年に第四次基本計画を策定しました。第四次基本計画では、①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成、②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高めることが、ポイントとしてあげられています。

また、平成29（2017）年度に告示された学習指導要領の総則には、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」と記されました。

### 5 都の動向

東京都は、平成15（2003）年に「東京都子ども読書活動推進計画」（以下「都計画」という。）、平成21（2009）年に第二次都計画、平成27（2015）年に第三次都計画、令和3（2021）年に第四次都計画を策定しました。第四次都計画では、①乳幼児期からの読書習慣の形成、②学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、③特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進、④読書の質の向上の4点を、計画の目指すものとしています。

### 6 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

## 7 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

## 8 計画策定体制と策定方法

第一次計画の最終年度である平成29（2017）年4月には、第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置し、第一次計画の見直しを行い、更なる子どもの読書環境の拡充を図るため、第一次計画の目的を継承して「第二次東大和市子ども読書活動推進計画（平成30年度～平成34年度）」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。

さらに、第二次計画の最終年度である令和4（2022）年4月に市内の関係部署の9人で構成する第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会<sup><資料2・3></sup>を設置し、第二次計画の進捗状況を総括するとともに、目標の達成状況を確認し、未達成であった目標についての課題を抽出しました。また、計画の素案に対するパブリックコメントを令和4（2022）年11月に実施し、広く市民の意見を伺いながら、検討を重ね、「第三次東大和市子ども読書活動推進計画〔令和5（2023）年度～令和9（2027）年度〕」（以下「第三次計画」という。）を策定しました。

## 9 SDGsと計画の関連

SDGsとは、平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて採択された、持続可能な社会の構築に向けた計画の中に掲げられた国際社会共通の目標です。英語の「Sustainable Development Goals」の頭文字をとってSDGsと呼びます。

「Sustainable」は「持続可能性」、「Development」は「開発」、「Goals」は「目標」という意味で、日本語訳では「持続可能な開発目標」となります。

SDGsでは、社会・経済・環境と人の営み全てに関わる「17の目標」が設定されています。17の目標の下には、目標を達成させるための具体的な項目である169のターゲットが設定されており、この目標を令和12（2030）年までに全世界で達成することを目指しています。

国は、「SDGs実施指針」を令和元（2019）年に一部改定し、SDGsの取組を強化する必要があるとして、政府、自治体等が各種計画や方針等の策定、改訂、実施に当たってSDGs達成に向けた貢献という観点を取り入れ、その要素を最大限反映するよう求めています。

「東大和市総合計画 輝きプラン」においても、SDGsの達成に向けて、「第五次基本計画」の基本施策ごとに各施策と関連のあるSDGsの目標を明示しています。同計画の

基本施策4-3【生涯学習】では、4（質の高い教育をみんなに）、11（住み続けられるまちづくりを）、17（パートナーシップで目標を達成しよう）が目標になっています。

本計画においては、上記に加え、1（貧困をなくそう）、3（すべての人に健康と福祉を）、5（ジェンダー平等を実現しよう）、10（人や国の不平等をなくそう）、16（平和と公正をすべての人に）の5つの目標も計画に密接に関連していると考えました。

以上、8つの目標を第3章「子ども読書活動推進のための具体的な取組」の施策に反映させて、計画の推進に取り組んでまいります。

SDGsの17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合公報センターホームページ

上記の目標のうち、本計画と関連のある主な目標は、以下のとおりです。







## 第2章 読書活動の現状と課題

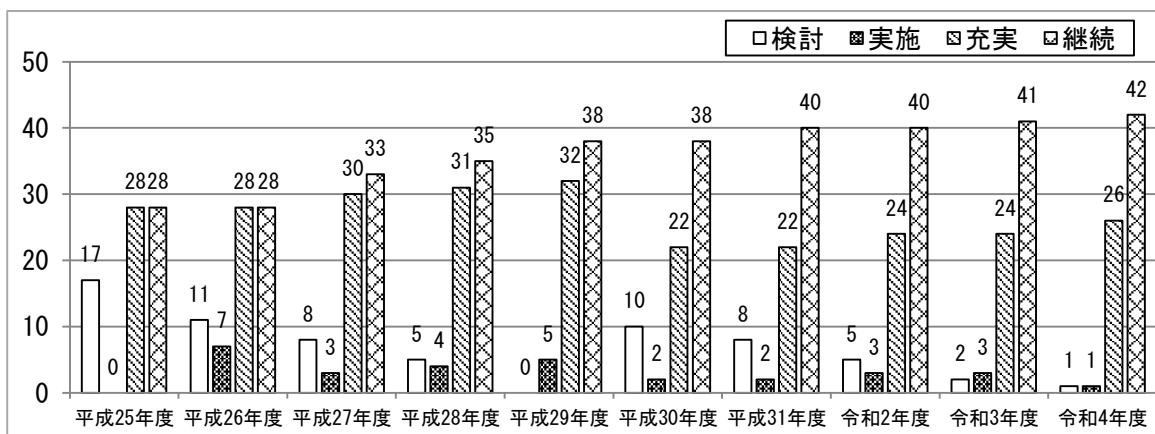
## 1 第一次及び第二次東大和市子ども読書活動推進計画の実績

### (1) 第一次計画及び第二次計画期間中の各事業における目標数

東大和市では、「第一次計画」及び「第二次計画」に基づく施策を着実に実行していくため、事業ごとに計画期間中の達成目標を定めました。（表2-1）

[表2-1] 各事業における目標数

(単位：件)



### (2) 第一次計画及び第二次計画期間中の各事業における目標達成数及び達成度評価

各関係機関の事業の取組状況については、庁内の関係課長で組織する「東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議」（以下「連絡会議」という。）<sup><資料4></sup>が中心となって、東大和市子ども読書活動推進計画実施状況調査（以下「実施状況調査」という。）を実施しています。（表2-2）

その結果は、毎年度の「東大和市子ども読書活動推進計画実施状況報告書」として公表しています。

[表2-2] 関係機関への実施状況調査内容

調査内容	本計画における略称	調査対象
東大和市子ども読書活動推進計画実施状況調査	「実施状況調査」	[市役所内関係各課] 保育課、健康推進課、青少年課、子ども家庭支援センター、教育指導課、教育総務課、生涯学習課（郷土博物館）、中央公民館、中央図書館 [保育課管轄団体・機関] 保育所、幼稚園、やまとあけぼの学園

東京都内では、令和2（2020）年3月以降、新型コロナウイルス感染症の感染者が急増し、4月上旬には都民への不要不急の外出自粛要請及び事業所に対する休業要請が行われました。事業所や学校等は臨時休業や利用制限が設けられ、各事業の中止や規模を縮小しての実施を余儀なくされました。

その後も感染者の増加に伴い断続的に緊急事態措置が取られたために、各施設や事業所では感染拡大防止対策を講じながら慎重に事業を再開することになりました。

実施状況調査は、平成31（2019）年度までは従来どおりの方法で各事業における目標達成数の調査を行いました。令和2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の事業への影響を正確に把握するために、各事業所等が事業の目標達成度を5段階で自己評価する方法に変更しました。

そのため、令和2（2020）年度以降の目標達成状況については、保育所等子育て関連施設を除く各事業所における目標ごとの達成度評価と、子育て関連施設からの個別回答による事業達成状況の二種類となっています。

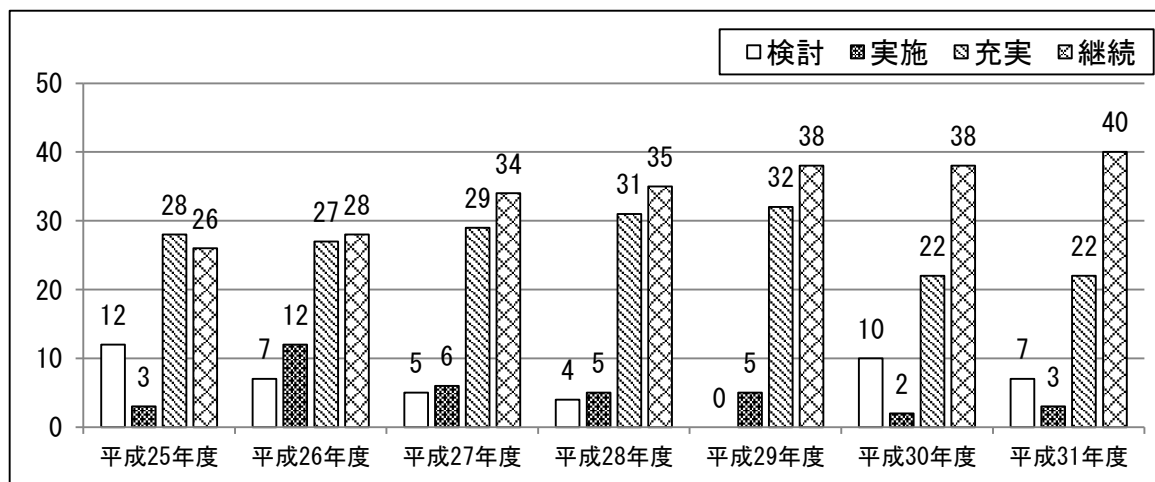
### ア 各事業における目標達成数（平成31（2019）年度まで）

第一次計画期間中の各事業における目標数と目標達成数は、初年度の平成25（2013）年度に目標が「検討」であった17件の事業に対して目標達成数は12件になるなど、計画どおりに目標が達成されていない状況でしたが、平成29（2017）年度には計画どおりの目標が達成されました。

第二次計画期間中は、平成30（2018）年度も計画どおりに目標が達成されました。また、平成31（2019）年度は「検討」の事業が前倒しで実施され、事業が順調に遂行されている状況となりました。（表2-3）

[表2-3] 各事業における目標達成数

(単位：件)



イ 各事業所における目標ごとの達成度評価（令和2（2020）年度以降）

（表2-4）

（ア）令和2（2020）年度の目標ごとの達成度評価

目標が「検討」の事業5件に関しては、「おおむね順調」「着手」の評価回答があり、着実に事業に取り組んでいる状況が確認できました。

目標が「実施」の事業3件のうち「中止」が1事業所でした。

目標が「充実」の事業20件に関しては、「中止」が2事業所でした。また、目標が「継続」の事業31件は、「未着手」2事業所と「中止」5事業所の結果となりました。

未着手または中止の理由としては、ほとんどの事業所が「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため」を挙げています。

（イ）令和3（2021）年度の目標ごとの達成度評価

令和3（2021）年度は、目標が「検討」「実施」「充実」の事業で「未着手」または「中止」となった事業はありませんでした。

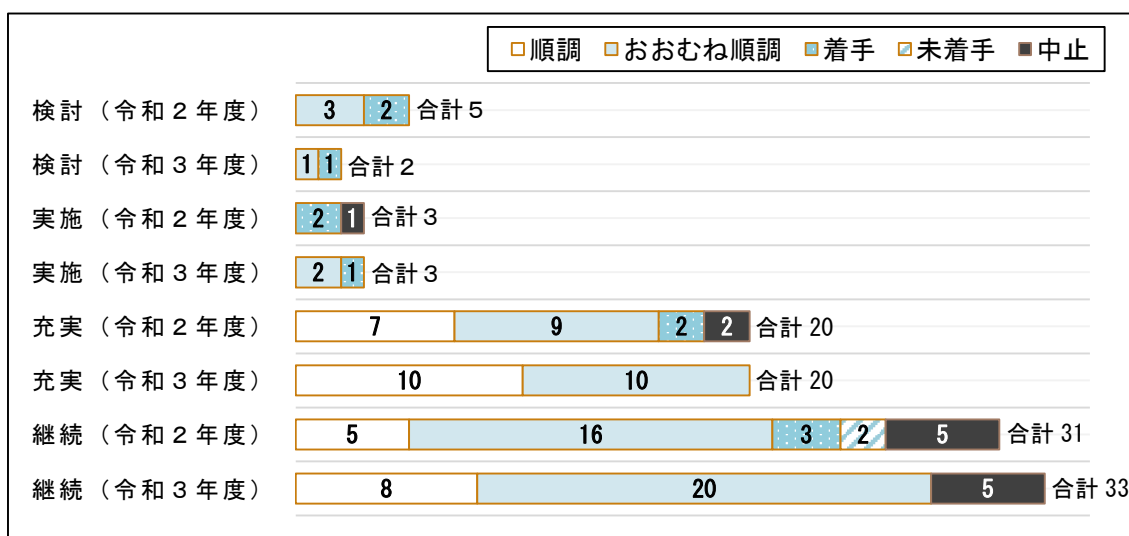
目標が「継続」の事業は「中止」が5事業所で、令和2（2020）年度と同数でした。

令和2年度と比較すると、「実施」「充実」「継続」の目標で、「順調」または「おおむね順調」の回答の割合が多くなっています。

各事業所が新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じた上で事業に取り組んでいる実態が確認できました。

[表2-4] 各事業所における目標ごとの達成度評価（令和2（2020）年度以降）

（単位：件）





ウ 保育所等子育て関連施設（令和2（2020）年度以降）（表2-5）

子育て関連施設の事業達成状況については、各施設から個別に回答を得ました。  
 子育て関連施設の事業目標は、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度については「充実」「継続」のみです。

（ア）令和2（2020）年度の事業達成状況

目標が「充実」の事業に関しては、「順調」「おおむね順調」という評価の回答が77.4%を占めましたが、一部に「未着手」「中止」となった事業がありました。また、目標が「継続」の事業に関しては、「順調」「おおむね順調」の回答が53.0%でしたが、「未着手」と「中止」の回答も多くありました。

いずれの目標でも「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため」を中止の理由とする回答が目立ち、これまで継続していた事業を新型コロナウイルス感染症対策のために中止した実態が確認できました。

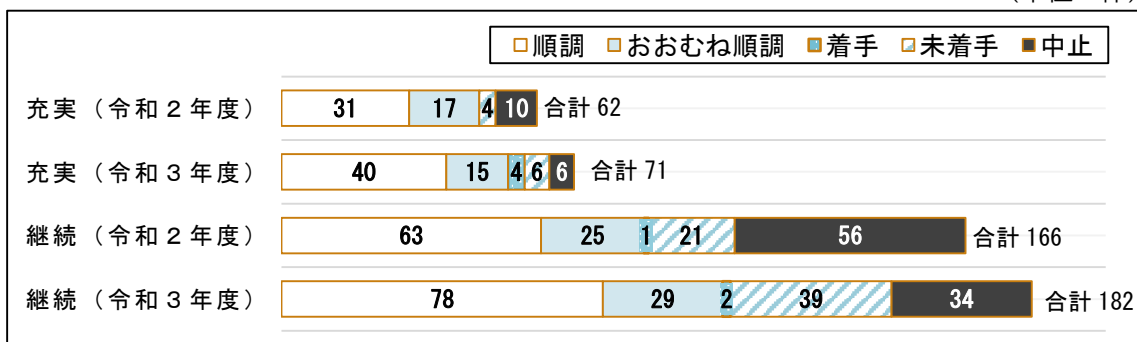
（イ）令和3（2021）年度の事業達成状況

目標が「充実」の事業に関しては、「順調」「おおむね順調」と回答した割合は77.5%で、令和2（2020）年度とほぼ同じでした。また、「継続」は58.8%となり、微増という結果でした。一方で「中止」の回答数は減少しましたが、市立図書館見学会参加や保護者への本の貸出事業、ボランティアによるおはなし会の事業等を数か所の施設で中止しており、新型コロナウイルス感染症による影響が続いています。

また、「未着手」の回答の割合は、どちらの目標においても増加しました。市立図書館見学会参加等の「関係機関との協力・連携」や保護者への本の貸出等の「保護者との連携・働きかけ」の事業に対して、「未着手」の回答が多く見られました。

[表2-5] 保育所等子育て関連施設の事業達成状況（令和2（2020）年度以降）

（単位：件）



## 2 個人・関係団体へのアンケート調査

本計画の策定にあたり、個人・関係団体に対して以下のとおりアンケート調査を行いました。（表2-6）

[表2-6] 個人・関係団体へのアンケート調査一覧

調査内容	本計画における 略称	アンケート調査対象 個人・施設・団体	調査年月
子どもの読書に 関するアンケート	「3歳児健診アンケート」 ＜資料5＞	保健センターで実施する3歳児健康診査を受診する幼児の保護者	令和4(2022)年 1月～2月
子どもの読書に 関する調査	「子ども読書調査」 ＜資料6＞	〔市役所関係施設〕 保健センター、子ども家庭支援センター、児童館、学童保育所、郷土博物館、中央公民館 〔保育課管轄団体・機関〕保育所、幼稚園、やまとあけぼの学園 〔市内学校〕 小学校、中学校、高等学校 〔市内団体〕 文庫、読み聞かせグループ、学習グループ	令和4(2022)年 2月～3月

### 3 東大和市の子ども読書活動の現状と課題

関係機関への実施状況調査、個人・関係団体へのアンケート調査及び国や東京都が実施した調査により、第二次計画期間中の平成30（2018）年度以降の市内の読書環境の現状を分析しました。

また、明らかになった課題を機関ごとにまとめました。

#### (1) 家庭・地域

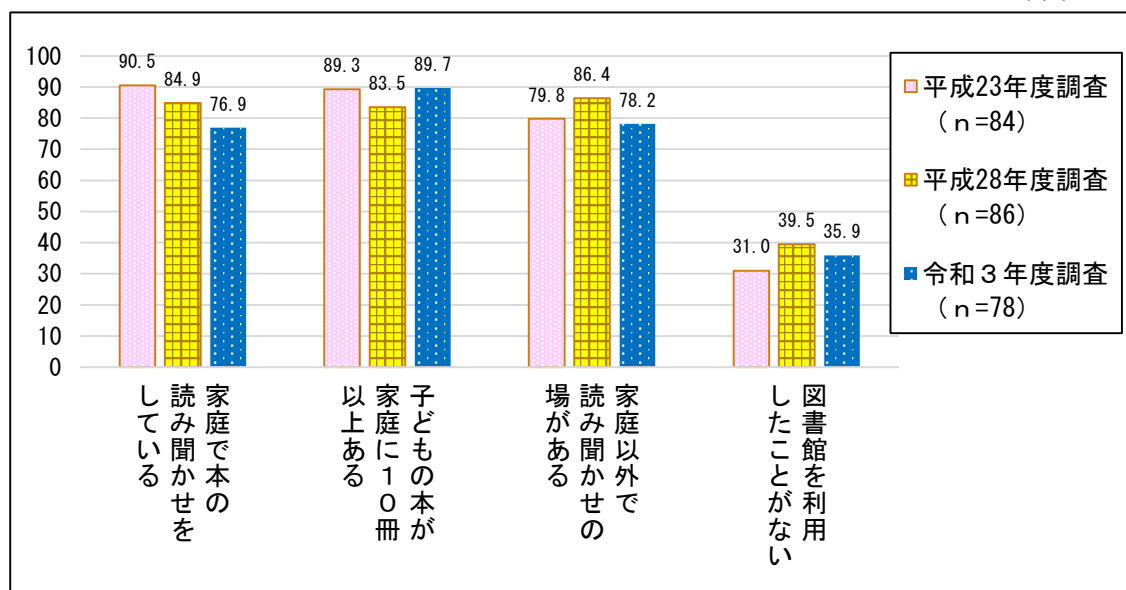
##### ア 家庭

##### (ア) 現状

家庭での読書活動の実態を把握するため、令和4（2022）年1月14日・2月4日・25日に保健センターで3歳児健康診査を受診した幼児の保護者を対象とする「子どもの読書に関するアンケート」（以下「3歳児健診アンケート」という。）を実施し、その結果を「第一次計画」及び「第二次計画」策定前に実施したアンケート調査と比較しました。（表2-7）

[表2-7] 「子どもの読書に関するアンケート」（3歳児健診アンケート）

(単位：%)



a 家庭での読み聞かせ

絵本やわらべうた等による保護者の働きかけは、子どもの成長に欠かせません。幼い子どもにとって、身近な家族に本を読んでもらうことは、本の楽しさを知り読書習慣を身に付けていく上で効果的です。

今回「家庭で本の読み聞かせをしている」と回答した家庭は76.9%（平成23年度のアンケート調査では90.5%、同28年度のアンケート調査では84.9%）に減少しており、読み聞かせしない理由は「忙しい」「子どもが自分で読む」という回答が目立ちました。

「子どもの本が家庭に10冊以上ある」と回答した家庭は89.7%（平成23年度89.3%、同28年度83.5%）でした。

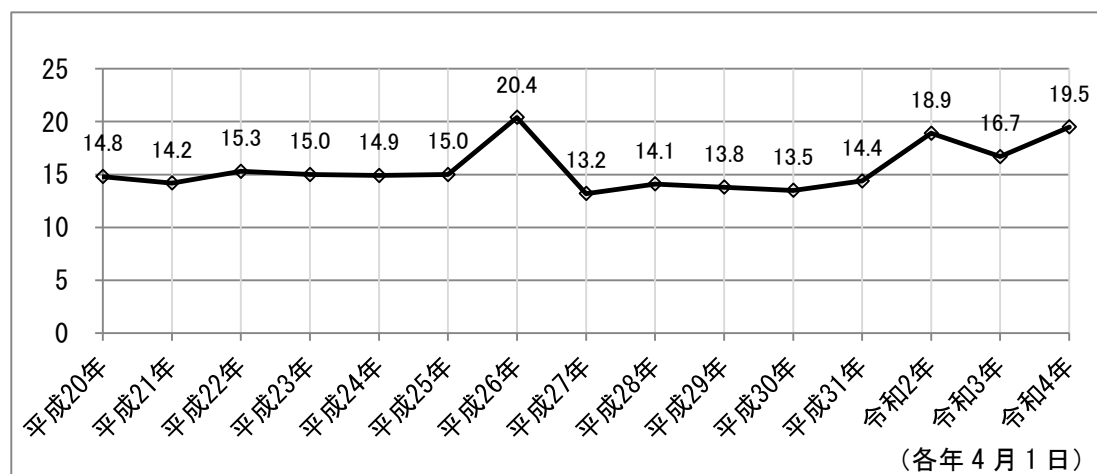
また、「家庭以外で読み聞かせの場がある」と回答した家庭は78.2%（平成23年度79.8%、同28年度86.4%）で、前回の調査より若干割合が下がっていましたが、多くの子どもが家庭もしくは保育所等で本と親しんでいる現状が確認できました。

b 市立図書館等の利用

3歳児健診アンケートでは、図書館の利用に関する質問に対して「図書館を利用したことがない」と回答した家庭が35.9%あり、前回調査の39.5%より減少しましたが、大きな改善は見られませんでした。

令和4（2022）年4月1日現在、6歳以下の市民の市立図書館に利用登録している割合は19.5%で、全年代の平均登録率である37.6%を下回っています。（表2-8）

[表2-8] 市立図書館利用登録率の推移（0～6歳） （単位：％）



出典：「東大和の社会教育」 東大和市教育委員会編集・発行

c 読書活動推進に繋がる各機関の家庭に対する働きかけ

3～4か月児健康診査時を利用して行っているブックスタート事業<sup>\*1</sup>では、資料と絵本の配布・紹介を実施しています。

また、保育所・幼稚園・認定こども園等の子育て関連施設では、家庭に対し絵本を紹介する等の働きかけを実施しています。

(イ) 課題

a 家庭での読み聞かせ

絵本等の読み聞かせによって親子一緒に読書を楽しめるように、幼い子どものいる家庭の保護者に対しては、市立図書館の利用等によって常に本が身近にあるよう、関係機関が連携して働きかけることが必要です。

b 市立図書館等の利用

幼い子どもの市立図書館利用を促進するためには、保護者に市立図書館の有用性を理解していただくPRを行う必要があります。子ども自身の利用登録に繋がるよう、親子で来館するきっかけになるおはなし会や絵本の読み聞かせ講座のPRを行い、保護者に働きかけることが必要です。

c 読書活動推進に繋がる各機関の家庭に対する働きかけ

子どもが本に親しむ機会を増やすため、ブックスタート事業の継続や、妊婦の方やパートナー等の家族に対する事業の実施を、関係機関が連携して検討する必要があります。

---

\*1 ブックスタート事業

市立図書館職員やボランティアが赤ちゃん向けの絵本2冊と保護者向けのイラストアドバイス集等がセットされた「ブックスタートパック」を、説明とともに手渡す。ブックスタート後の年代の子どもに同様の事業を行う自治体があり、「セカンドブックスタート」等と呼んでいる。

## イ 保育所・幼稚園・認定こども園等の子育て関連施設

### (ア) 現状

令和4（2022）年4月現在、市内には保育所19園（分園含む）、幼稚園3園、認定こども園2園、小規模保育5か所、家庭的保育2か所、認証保育所1か所、児童発達支援事業所（市立やまとあけぼの学園）1か所の合計33施設があります。

実施状況調査及び令和3（2021）年度に実施した「子どもの読書に関する調査」（以下「子ども読書調査」という。）により、現状の分析を行いました。

#### a 読み聞かせ等

子ども読書調査の回答施設14施設中13施設で、絵本・紙芝居の読み聞かせやストーリーテリング（すばなし）\*2を実施していました。その頻度については、14施設中の6施設が「定期的に」「毎日」と回答しています。

また、3施設ではボランティアや地域の人を受け入れておはなし会に取り組んでおり、各施設で読み聞かせ等の継続・充実が図られています。

児童発達支援事業所では、療育の一環及び生活の中で、一人ひとりの子どもに対して随時、読み聞かせを実施しています。

#### b 蔵書の充実

子ども読書調査で令和2（2020）年度中の図書・紙芝居等の受け入れ状況を調査した結果、14施設のうち12施設で購入・寄贈等により新規資料の受け入れを行っていました。また、毎年の実施状況調査で「新刊購入や寄贈資料の受け入れを行っている」「所蔵絵本等の点検・修理に取り組んでいる」等の回答が寄せられ、各施設で蔵書の充実が図られていることがわかりました。

#### c 図書コーナーの設置

平成28（2016）年度の実施状況調査で、絵本や紙芝居等の図書コーナーを「設置済み」と回答した施設は58.3%でしたが、令和3（2021）年度と同調査ではほとんどの施設で図書コーナーを設置しています。ただし、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために、図書コーナーを縮小したり、「新設は中止した」と回答した施設がありました。

#### d 関係機関との連携

各施設の市立図書館の利用については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の

\*2 ストーリーテリング（すばなし）

語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。

ため、令和2（2020）年度の保育所・幼稚園年長児（5歳児）の市立図書館見学会の実施件数は例年に比べ減少しましたが、延べ7施設が中央図書館、1施設が清原図書館に出向き、館内見学やおはなし会、団体貸出等を利用しました。また、令和3（2021）年度は延べ10施設が中央図書館、延べ3施設が清原図書館の見学会を実施しています。

令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、各施設のボランティアによるおはなし会の中止が報告されています。

### e 保護者との連携・働きかけ

子ども読書調査では、16施設でおたよりや保護者会等で保護者に絵本の紹介や図書あっせんの斡旋を行っていました。

子どもや保護者に対して絵本等の貸出を実施している施設は毎年増加していましたが、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止している施設が多くみられました。

## (イ) 課題

### a 読み聞かせ等

ボランティアの活用等により、読み聞かせを継続して行い、子どもが絵本等と親しむ機会を増やすことが課題として挙げられます。

### b 蔵書の充実

各施設で所蔵している絵本等の買い替えや修理を行うと同時に、子どもの年齢等に合わせて計画的な絵本等の購入を進め、蔵書の充実を図ることが必要です。

### c 図書コーナーの設置

図書コーナーが未設置の施設では、コーナーを設置するための検討を行い、子ども・保護者・保育士等が気軽に手に取ることのできる環境の整備が必要です。

### d 関係機関との連携

市立図書館見学会への参加や団体貸出の利用等、市立図書館との連携を継続することが必要です。

### e 保護者との連携・働きかけ

子どもや保護者に対して絵本等の貸出を実施していない施設は、実施を検討する必要があります。

## ウ 児童館

### (ア) 現状

市内には児童館が6館あります。各児童館では市立図書館の団体貸出の利用や、市立図書館の除籍資料の活用や新規購入によって、所蔵資料の充実を図っています。

ボランティアによる読み聞かせを実施し、子どもが本に親しめる環境の整備に努めていますが、子ども読書調査で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、読み聞かせの中止が報告されています。

子育て支援事業の一環で、市立図書館と連携し、乳幼児サークル等を対象とした絵本の読み聞かせ講座を開催しました。

### (イ) 課題

団体貸出の利用等で市立図書館との連携を強化し、所蔵資料数の増加や読み聞かせの実施等により、読書環境の充実に努めることが必要です。

## エ 学童保育所

### (ア) 現状

市内には市立の学童保育所が11か所と私立の学童保育所が2か所あります。

全ての学童保育所に図書のコナーがあり、市立図書館の除籍資料の活用や新規購入によって所蔵資料の充実を図っています。また、児童館と併設の学童保育所は、児童館の図書室を利用しているほか、読み聞かせにも参加しています。

令和3（2021）年度から、市立の学童保育所に市立図書館から毎月絵本や読み物、紙芝居等のセットを届ける事業を開始しました。市立図書館から遠方にある学童保育所でも、市立図書館の資料を利用して子どもが本に親しむ機会を増やすことができます。

小学校の夏季休業時等の一日保育でも、学童指導員等による紙芝居や絵本の読み聞かせを実施しています。その頻度は「毎日」「夏休み期間」等、学童保育所によって異なります。

子ども読書調査で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、読み聞かせ等の中止が報告されています。

### (イ) 課題

今後も団体貸出の利用等で市立図書館との連携を強化し、所蔵資料数の増加やおはなし会の実施等により、読書環境の充実に努めることが必要です。



## オ 保健センター

### (ア) 現状

3～4か月児健康診査時を利用して行うブックスタート事業では、健康推進課・市立図書館・ボランティアが連携して資料と絵本の配布を行い、保護者に絵本の選び方等に関する説明を行っています。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため集団健診を中止した際には資料の配布のみを行い、再開後は受診者と距離を取る工夫等して事業を継続しました。

### (イ) 課題

ブックスタート事業の継続のほか、保護者に読書への関心を高めてもらえるよう、市立図書館職員による読み聞かせ、施設内での絵本コーナーの設置、市立図書館の紹介や、母子保健事業に合わせた団体貸出の実施、図書展示等について、市立図書館との連携を検討する必要があります。

## カ 子ども家庭支援センター

### (ア) 現状

交流スペース「かるがもひろば」では、絵本を定期的に購入して所蔵資料の充実を図り、閲覧・貸出を行っています。また、市内の保育所や文庫のボランティアの協力により、絵本の読み聞かせを行っています。

一時預かり事業（一時保育室）や子育てひろば事業の「出張かるがもひろば」では、市立図書館の団体貸出を利用し、ボランティア及び保育士による読み聞かせを実施しています。

また、東大和文庫連絡会「子どもの本の学習会」と市立図書館が協働で作成した絵本リスト等を元に、保護者に本の紹介を実施しています。

市立図書館と連携し、市立図書館職員による絵本の講習会を実施しました。

### (イ) 課題

「かるがもひろば」の所蔵資料の充実、貸出事業や、一時預かり事業での読み聞かせの継続のほか、ボランティア及び市立図書館との連携が課題です。

## キ 公民館

### (ア) 現状

市内の公民館5館のうち2館で図書室を設置しており、寄贈本の受け入れ等で所蔵資料の充実を図っています。

施設主催事業や市民活動援助で子どもの読書環境を整えるよう心がけています。

定期的に絵本の読み聞かせやわらべうたを実施しているグループや、絵本に関する学習をするグループ等が活動しています。

### (イ) 課題

市立図書館の除籍資料の活用等によって図書室の所蔵資料の充実を図り、講座等の主催事業や自主グループによる絵本の読み聞かせ活動のバックアップ等で、子どもの読書環境の整備に努めることが課題です。

## ク 郷土博物館

### (ア) 現状

事業の中で絵本の紹介や読み聞かせ等を継続して実施しました。また、子ども向け事業で本等を使用する際に市立図書館の団体貸出を利用しました。

### (イ) 課題

郷土博物館の子ども向けの企画展示やプラネタリウムのプログラムに合わせて、市立図書館からの団体貸出の利用を継続するほか、関連した内容の図書展示を市立図書館が共催で開催する等の連携が課題です。

## (2) 学校

### ア 児童・生徒の不読率<sup>\*3</sup>

#### (ア) 全国の不読率

全国の児童・生徒の不読率については、国の調査「全国学力・学習状況調査」<sup>\*4</sup>、東京都の調査「児童・生徒の読書の状況に関する調査」<sup>\*5</sup>、(社)全国学校図書館協議会・毎日新聞社の「学校読書調査」<sup>\*6</sup>等の調査が行われています。

いずれの調査でも、小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて子どもたちが読書をしなくなる傾向が判明しています。

しかし、最近の傾向としては、令和3(2021)年に実施された全国規模の「学校読書調査」によって、どの校種も不読率が低下し、高校生の不読率は50%を下回る等、不読率の改善傾向が判明しました。(表2-9)

コロナ禍の中、活動の制限や生活の変化によって読書をする時間のゆとりが生まれたことに加えて、学校図書館の取組が功を奏し、読書率が改善したという分析が、全国学校図書館協議会研究調査部の「子どもの読書の現状(第66回学校読書調査報告)」によって報告されています。

#### \*3 不読率

国の基本計画において、「1か月に1冊も本を読まなかった子どもの割合」を「不読率」という。都計画においても、第三次都計画から「未読者率」を国に合わせた言い方に変更した。

#### \*4 全国学力・学習状況調査(国)

調査対象は国・公・私立小学校第6学年及び中学校第3学年の原則として全生徒調査。質問紙調査「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか(教科書や参考書、漫画や雑誌はのぞきます。)」に、「全くしない」と回答した児童・生徒の割合を「不読率」という。

令和3年度不読率(全国平均):小学6年生 23.9%、中学3年生 37.3%

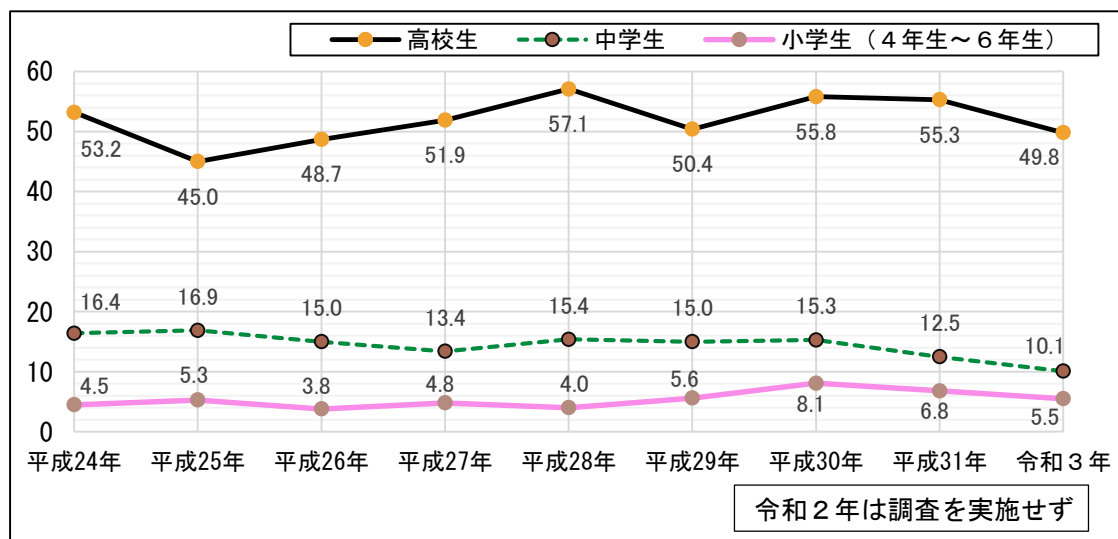
#### \*5 児童・生徒の読書の状況に関する調査(東京都)

第三次都計画に基づき隔年実施し、平成31年度が最新。調査対象は都内公立学校の児童・生徒(小学校・中学校は各学年の抽出調査、高校は2年生が全数調査、それ以外の学年は抽出調査)。質問紙調査「この1か月間に、本、雑誌、学習参考書、調べ物をするための資料などを読みましたか。」の質問に、「読んでいない」と回答した児童・生徒の割合を「不読率」という。

#### \*6 学校読書調査((社)全国学校図書館協議会・毎日新聞社の共同実施)

毎年6月に実施される全国規模の調査。対象:小学4~6年、中学1~3年。

[表2-9] 「学校読書調査」による過去10年分の「不読者（0冊回答者）」\*7の推移  
(単位：%)



出典：『学校図書館』2021年11月号，p22，（社）全国学校図書館協議会発行

### (イ) 東大和市の子どもの不読率

小学6年生及び中学3年生を対象とした令和3（2021）年度「全国学力・学習状況調査」により、東大和市の子どもの不読率が判明しています。

質問紙調査「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌はのぞきます。）」に対し、「全くしない」と回答した市内小学6年生は20.7%、中学3年生は43.5%でした。

全国平均は、小学6年生が23.9%、中学3年生は37.3%です。比較すると、市内小学生は平均より少ない数字ですが、中学3年生の不読率が高くなっています。

「第二次東大和市学校教育振興基本計画」では、令和5（2023）年度までの指標として、小学校の不読率を5%以下、中学校の不読率を10%以下とすることを目標としています。

#### \*7 不読者（0冊回答者）

「学校読書調査」では、「5月1か月に読んだ本の冊数」を調査し、読んだ本が0冊の児童生徒を「不読者」という。

### イ 小中学校

#### (ア) 現状

##### a 学校での読書・動機づけ

子どもが多く時間を過ごす学校は、読書習慣を身に付けていく上で重要な役割を担っています。

子ども読書調査に回答のあった市内小学校7校のうち6校と、中学校の全校では、朝や昼休みに読書の時間を設けています。一部の学校では、通年の読書の時間は設定していませんが、読書週間に合わせて読書の時間を実施しています。また、おすすめ本のリストを作成したり、ビブリオバトル等の行事を実施している学校もあります。

複数の小学校・中学校でボランティアによるおはなし会を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ボランティアの受け入れを中止した学校もあります。おはなし会を実施している学校では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために、読み聞かせの際には子どもを一か所に集めず人数を分散させて実施したり、昼休みの朗読の放送に切り替える等の工夫が報告されています。

令和2(2020)年度から、児童・生徒1人1台のタブレット端末が配置されました。特別支援学級が設置されている学校では、障害に配慮した読み聞かせ等の読書活動を実施していますが、タブレット端末によるマルチメディアデイジー<sup>\*8</sup>の活用は進んでいません。

ICT<sup>\*9</sup>を使って友達同士で本の紹介を行っている事例が、学校図書館活用推進委員会<sup>\*10</sup>内で報告されています。

---

#### \*8 マルチメディアデイジー

デイジーとは、視覚障害者等のために開発されたデジタル図書で、DAISYはDigital Accessible Information Systemの略。日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。さまざまな障害者に利用しやすいデジタル図書の国際標準規格。

マルチメディアデイジーは、パソコン、タブレット端末の専用再生ソフトにより再生する。

音声とともに文字や画像が表示される。音声のスピード・文字の大きさ・背景とのコントラストの変更ができる。ハイライトがつくこと、目次があること、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる等の機能がある。特別な支援が必要な子どもに有効。

#### \*9 ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術)

デジタル方式の技術や製品、サービスの総称。パソコン、スマートフォン、インターネットだけでなく、業務用の情報システム、デジタル家電、AI(人工知能)等を含む。

#### \*10 学校図書館活用推進委員会

東大和市教育委員会の事業として、以下の目的を達成するために開催される。

- 1 学校図書館活用の推進に向けて、各小中学校の情報交換を行い、読書活動の活性化や読書環境整備に繋げる。
- 2 学校図書館指導員、学校図書館担当者(司書教諭)の研修を深める。

### b 読書指導

子ども読書調査に回答のあった市内の小学校7校のうちの6校と、中学校のうち3校が、読書旬間・週間等の行事を実施しています。また、図書委員や教員による読み聞かせと、学級文庫の設置が各校で実施されており、読書活動の推進を図っています。家庭に対しても、保護者会やおたより等をとおして働きかけを行っています。

### c 調べ学習への取組

小中学校では調べ学習のために各教科等で学校図書館を利用しています。図書資料を使った調べもののまとめに、令和2（2020）年度から配置されたタブレット端末が活用されており、今後はさらにタブレット端末の活用が進むと予想されます。

市立図書館は調べ学習のための資料の団体貸出等を行い、学校の授業をサポートしています。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組は、児童生徒の発達段階及び各学校の実態に応じて、調べ学習用図書、読み物等の充実を図りました。

「第二次計画」では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組の事業は令和2（2020）年度に完了の予定でしたが、大会の延期に伴い、令和3（2021）年度も継続して資料収集、情報収集を行ったことが、実施状況調査で報告されています。

### d 学校図書館

#### (a) 目的・機能

平成28（2016）年に文部科学省が定めた「学校図書館ガイドライン」\*11には、学校図書館の目的・機能として、「学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供する」とあります。

また、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」の3つの機能を有していると明記しています。

学習指導要領が改訂・告示され、小学校においては令和2（2020）年度、中学校においては令和3（2021）年度から、全面実施されました。学習指導要領の総則において、各教科等の指導に当たって配慮すべき事項として、「学校図書館を

#### \*11 学校図書館ガイドライン

教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましいあり方を示すもの。（文部科学省 学校図書館の整備充実について（通知）平成28年11月29日別添1）

計画的に利用しその機能の活用を図り」「児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」としています。

### (b) 所蔵資料数

#### ① 図書

学校図書館の所蔵資料数については、文部科学省が隔年で実施している「学校図書館の現状に関する調査」によると、平成31(2019)年度末時点で学校図書館図書標準<sup>\*12</sup>を達成している全国の公立小学校は71.2%、同中学校は61.1%となっています。

市内の小中学校については、令和3(2021)年度末時点で学校図書館図書標準を達成している小学校は10校中の8校(80%)、また、中学校では5校中の2校(40%)です。全国平均と比較すると、市内中学校の学校図書館図書標準の達成率は下回っている現状です。

新刊書や学習指導要領の改訂に合わせた調べ学習用の資料を十分に購入できない学校もあります。

#### ② 新聞

新聞については、学習指導要領で新聞を教材として活用することが位置づけられています。

第二次計画策定時の調査では、新聞を配置している市内小学校は7校、中学校は全校でした。令和4(2022)年7月現在、小学校1校を除く全ての学校が新聞を配置しており、そのうち複数紙を配置している学校は、小学校2校、中学校2校です。

新聞を購入していない家庭が増加している現状からも、学校図書館で自由に読むことのできる新聞の必要性は増しています。

### (c) 環境の整備

昼休み・放課後に図書館を開放している学校もあり、児童・生徒の利用の促進を図っています。

学校図書館指導員(以下「図書館指導員」という。)<sup>\*13</sup>や図書館ボランティア等が図書館内の装飾や図書展示を行い、児童・生徒が積極的に学校図書館を活用できる環境整備に努めました。

#### \*12 学校図書館図書標準

文部科学省が平成5年3月に定めた、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準を、学級数に応じて定めたもの。(例)18学級の小学校:10,360冊 15学級の中学校:12,160冊

#### \*13 学校図書館指導員(図書館指導員)

資料の整理、児童生徒への図書館サービス全般を担当する者。

学校図書館法第6条第1項に、「児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない」と定められている。(学校図書館法では「学校司書」と呼称。)当市においては、「学校図書館指導員の配置事業実施要項」で配置時間数等が規定されている。

e 市立図書館との連携

市立図書館の団体貸出を利用し、調べ学習や学級文庫等で図書館資料を使用しています。（表2-10）

団体貸出の配送及び回収は市立図書館が行っています。

[表2-10] 市立図書館からの団体貸出（配送）利用状況 （単位：冊）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
小学校	4,356	6,500	4,898	3,903
中学校	743	551	197	69

出典：「東大和の社会教育」 東大和市教育委員会編集・発行

読書旬間・週間等の行事では、市立図書館に対し、出前おはなし会やブックトーク<sup>\*14</sup>を依頼したり、小学校3年生対象の市立図書館見学会の実施のほかに、直接子どもたちが市立図書館に学年単位で来館して貸出を受けます。

また、令和2（2020）年度末の運行終了までは、移動図書館「みずうみ号」<sup>\*15</sup>での貸出等の協力を依頼する学校がありました。

中学校の職場体験学習で、市立図書館を体験先に利用しています。

市立図書館が学校図書館活用推進委員会において図書館利用方法のガイダンスを実施しました。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2（2020）年度は、小学校図書部会、学校図書館活用推進委員会での交流が実施できませんでした。

f 他機関との連携

学校図書館には図書管理システムのパソコンが導入され、蔵書のデータベース化、貸出処理等の効率化が図られています。サポートデスクとの保守契約により効率的なシステム運用に努めています。

\*14 ブックトーク

季節や行事、対象の子どもたちの関心に沿った特定のテーマに関する様々なジャンルの数冊の本を、一つの流れができるように順序立てて複数の聞き手に紹介するもの。知らなかった本や知らなかった分野に出会い、「その本が読みたい」という気持ちを起こさせる効果がある。

\*15 移動図書館「みずうみ号」

市内で市立図書館のない区域を定期的に巡回し、貸出を行っていたが、令和2年度末に運行を終了した。



g 読書活動を支える人材

(a) 司書教諭<sup>\*16</sup>及び図書館指導員

「学校図書館法」で12学級以上の学校では司書教諭が必置となっており、当市では法に基づいて発令されています。

司書または司書教諭の有資格者を図書館指導員として小・中学校全校に配置しています。

図書館指導員は「学校図書館指導員の配置事業実施要項」で配置時間数が定められており、学校に児童・生徒がいる時間帯に図書館に常駐していることが望ましいですが、勤務条件等の理由で欠員が生じることがあるのが現状です。

司書教諭と図書館指導員が協力し合う事例としては、授業での読み聞かせやブックトーク、学習で使用する資料準備の図書館指導員の協力があります。また、担任から依頼されて市立図書館に団体貸出依頼を行うほか、図書委員の活動での協力、共同で選書を行う等があります。

(b) ボランティア

子ども読書調査に回答のあった市内の小学校7校中の6校と中学校2校で、ボランティアの受け入れを実施しています。

保護者が中心となって児童・生徒へ読み聞かせを行うボランティアや、学校図書館の装飾や本の修理、装備等を行う図書室ボランティアがあります。

また、市内で活動している読み聞かせのボランティアグループが学校を訪問し、おはなし会を行っていますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により受け入れを中止した学校がありました。

小学校での保護者による読み聞かせ等の読書活動が中学校へと繋がっていないことが多い状況です。

\*16 司書教諭

教諭の免許状を有する者で、司書教諭の講習を修了した者（学校図書館法第5条第2項）

(イ) 課題

a 学校での読書・動機づけ

司書教諭を中心として教員と図書館指導員が連携し、朝読書等の定着化等で自発的な読書意欲に繋げる取組を計画する等、学校での読書活動や図書館の活用を図り、読書習慣の定着を図る必要があります。

また、特に支援の必要な子どもに配慮した本の収集、タブレット端末を活用したマルチメディアデイズ等の利用促進の働きかけが求められます。

b 読書指導

読書をしない児童・生徒に対する働きかけの実施や、特に不読率が上昇する小学校高学年及び中学生に対し、読書への意欲を向上させる取組が課題です。指導の重点に読書活動を位置づけ、学習指導要領、学校図書館の計画等に沿って、学校全体で読書活動の推進を図る取組が必要です。

c 調べ学習への取組

児童・生徒が自分で調べる力を身に付けられるように、本の探し方、調べ方等の指導や学校図書館の利用法の指導を行う必要があります。インターネットの活用と併せた調べ学習の指導が求められます。

調べ学習に対応できるよう学校図書館の蔵書を充実させ、不足している資料については市立図書館と連携し、団体貸出を積極的に利用することが必要です。

d 学校図書館

学校図書館は、児童・生徒に読書意欲を持たせるために、資料の充実に加えて、子どもにとって入りやすく使いやすい環境であることが求められます。

(a) 所蔵資料数

文部科学省は、公立小中学校の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書更新、新聞の複数紙配置、学校司書の配置拡充が図られることを目的とした第6次「学校図書館図書整備等5か年計画〔令和4年度～令和8年度〕」（以下「学校図書館5か年計画」という。）を策定しました。

「学校図書館5か年計画」では、5年間で全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、新聞の複数紙（小学校2紙、中学校3紙）配備等を図ること、留意事項として「学校図書館ガイドライン」の活用を引き続き図ることを求めています。また、社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、内容が時代に合わなくなった資料は除籍するなど、蔵書の適切な管理のための選定・廃棄基準の策定についても同計画に盛り込まれました。

学校全体で学校図書館の必要性を認識し、「学校図書館5か年計画」等を参考に、学校図書館の蔵書の充実、整備及び活性化を図る必要があります。

学校図書館の資料収集については、市立図書館から出版情報の提供等の支援が必要です。

蔵書冊数が学校図書館図書標準に不足している学校では、標準の達成を目指す必要があります。

また、「学校図書館5か年計画」では、小学校における新聞の複数紙配置のために必要な経費が盛り込まれ、協力を求めるとしています。各校で新聞の複数購入を計画的に検討する必要があります。

蔵書の充実については、各学校における取組のほか、教育委員会の役割も重要です。

### (b) 環境の整備

施設面では、学校によって設備の老朽化が目立つため、図書館内の机や椅子、書架等の老朽化への対策が課題となっています。

### e 市立図書館との連携

調べ学習用資料等学校で必要な資料は、学校図書館で対応できるよう蔵書を充実させた上で、市立図書館の団体貸出を利用することが必要です。

市立図書館においても学校が希望するテーマ・時期が重複しても対応できるよう、学校図書館をバックアップできる蔵書の充実が必要です。

また、団体貸出の配送日は週一日ですが、回数の増加を市立図書館に望む学校があります。

中学校の職場体験学習では、市立図書館と調整を行い、職場体験先として市立図書館を選択した生徒の図書館への理解が深まるよう配慮する必要があります。

小学校図書部会、学校図書館活用推進委員会には、司書教諭・図書館指導員が継続して出席し、他校と情報を交換する必要があります。

### f 他機関との連携

学校図書館は、図書管理システムにより適切な蔵書管理や貸出処理等の効率化を図る必要があります。そのため、今後もサポートデスクとの保守契約による効率的なシステム運用が必要です。

### g 読書活動を支える人材

#### (a) 司書教諭及び図書館指導員

図書館指導員からは「勤務時間が短く、資料の除籍や蔵書点検等にかかる時間が足りない」という声が上がっています。勤務条件等の見直しによる図書館指導員の定着が課題です。

児童・生徒の成長に合わせた適切な図書を、司書教諭と図書館指導員との連携により、協力し合って紹介できる環境づくりが求められます。

勉強会や研修、情報提供を行うことで、市立図書館が連携のコーディネーター的役割等を果たすことが望まれています。

### (b) ボランティア

各校での読書活動を更に活発にするために、図書室ボランティアの受け入れが継続して必要です。

中学校グループにおける小中一貫教育の取組の推進の一環として、学年・学校をまたいだ読み聞かせボランティアの受け入れ体制を検討する必要があります。

## ウ 高等学校

### (ア) 現状

市内には都立高校2校と通信制高校1校があり、市立図書館から夏休み・冬休み前におすすめ本のリストを配布しています。

また、授業の一環として、生徒が中央図書館を訪れ、館内の見学や仕事に関する質問等を行い、市立図書館を知る良い機会となっています。

「学校図書館5か年計画」では、選挙権年齢や成年年齢の18歳への引き下げに伴い、生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身に付けることの重要性に鑑み、高等学校等においては5年間で新聞5紙の配備等を図ることが計画に盛り込まれました。都立高校2校は、すでに6紙以上の新聞を配備しています。

### (イ) 課題

国の第四次基本計画の基本的方針で、「読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると考えられる。このような状況を改善するために、前者には発達段階に応じて読書し読書を好きになる、つまり読書習慣の形成を一層効果的に図る必要があり、後者には読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要がある。」と指摘しています。

高校生の不読率改善のため、生徒が高等学校の図書館を気軽に利用できる環境づくりが必要です。また、進学や就職等の進路と関わりがある本や将来について考えを深められる本を収集する等、生徒の興味関心のある本を積極的に収集することが求められます。

市立図書館との関わりに関しては、生徒が市立図書館に親しみを持ち、より活発に利用してもらえるよう、各高校を通じて市立図書館来館のきっかけとなるビブリオバトル等の行事の実施の案内やヤングアダルトコーナーの紹介等を行う等、市立図書館からの働きかけが必要です。

### (3) 市立図書館

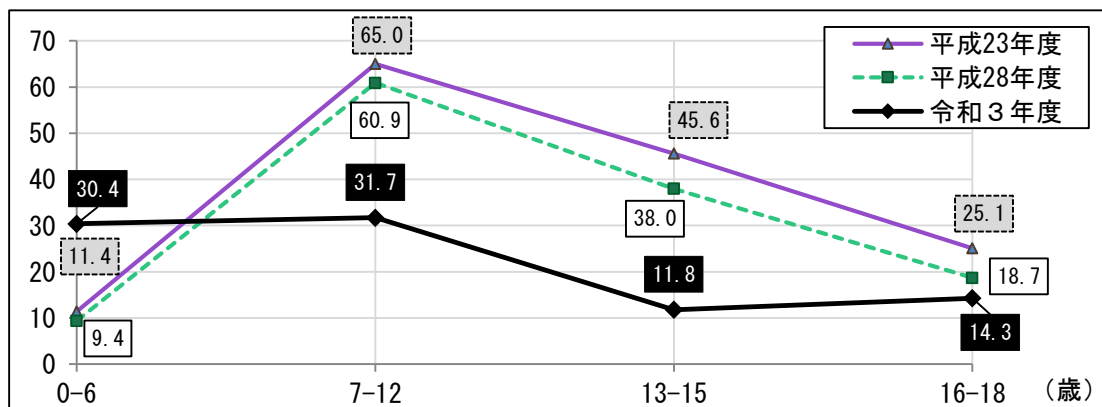
#### ア 利用状況

令和3（2021）年度の市立図書館の年齢別利用率（1年に1回以上市立図書館から本を借りた人）は、小学生（7歳～12歳）が31.7%、中学生（13歳～15歳）が11.8%、高校生（16歳～18歳）が14.3%と、例年と比較して、特に小学生と中学生の来館が大幅に落ち込みました。（表2-11）

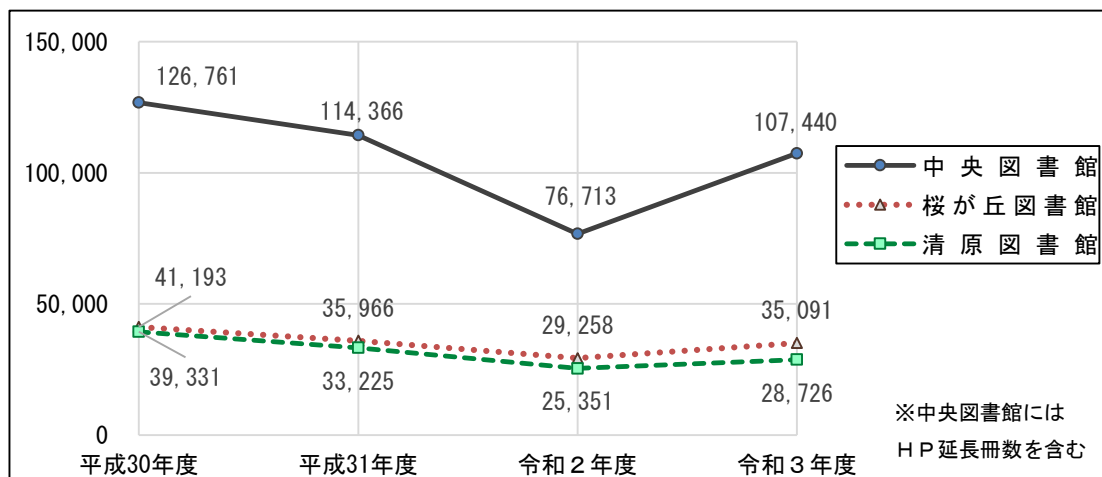
市立図書館の臨時休館や開館後の滞在時間の制限、おはなし会の中止、例年実施されていた市内全小学校3年生の市立図書館見学会が2校を除いて中止になる等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が大きく影響し、子どもの利用が減少したものと推測されます。

児童書の貸出冊数は、令和2（2020）年度に大きく減少しましたが、令和3（2021）年度はやや回復しました。（表2-12）

[表2-11] 市立図書館の子どもの年齢別利用率（単位：%）



[表2-12] 児童書貸出冊数の推移（個人・団体合計）（単位：冊）



## イ 読書環境の整備

市立図書館は、レクリエーション・学習・情報提供の場として、日常生活で欠かすことのできない社会教育施設です。誰もが気軽に来館し、くつろいで滞在できるような環境づくりに努める必要があります。

### (ア) 現状

#### a 全域サービス

市内には中央図書館と2つの地区館があります。地区館は令和4（2022）年度から指定管理者による運営を開始し、開館時間の拡大や、おはなし会の種類・回数を増やす等、サービスの向上を図っています。

市立図書館や5つのステーション<sup>\*17</sup>から離れた地域は利用率が低い傾向があり、子どもも例外ではありません。市立図書館から遠い地域のサポートをするために、令和2（2020）年度末までは移動図書館「みずうみ号」、令和3（2021）年度からは移動図書館に代わる全域サービスとして出張窓口<sup>\*18</sup>がステーションの巡回を実施（試行）しています。

#### b 子ども読書活動の支援

子どもに本の楽しさを伝えるための活動をしている学校・文庫・学習グループ等の団体や個人に対し、団体貸出や読み聞かせ講習会等を実施しています。新たなおはなしボランティアの育成や組織づくりにも取り組んでいます。

市民やグループの活動の全体像の把握を行うため、関係団体の活動をまとめた冊子「子どもの読書に関わる団体活動報告書」を発行しています。

また、市立図書館で除籍した資料は市内施設・団体等を対象に優先的に譲渡し、所蔵資料の再活用を図っています。（表2-13）

[表2-13] 市内施設・団体等への児童書譲渡数（令和3（2021）年度）（単位：冊）

保育所	幼稚園	児童館	学童 保育所	公民館	小学校	中学校	市民グ ループ
26	9	38	57	20	499	19	59

\*17 5つのステーション

多摩湖畔自治会集会所前、上北台団地東側、蔵敷公民館、向原市民センター、清水神社境内の5か所で、返却ポストを常設している。

\*18 出張窓口

移動図書館「みずうみ号」の運行終了後、規模を縮小して同じステーションへ巡回し、リクエスト資料等の貸出を行っている。令和3年度～令和4年度の2年間、試行的に実施。

### c 図書資料の充実

「東大和市立図書館資料収集及び除籍方針」に則り、資料を選定・収集しています。児童書については特に内容に配慮し、子どもたちがより良い本と出会えるよう、内容や色使い、装丁や作者の特色等細かいところに留意しながら丁寧に選書を行い、資料の収集と保存に努めています。

### d 職員

児童サービスに携わる職員は、子どもに関する知識、児童書に関する知識及び子どもと本を結び付ける技術を持つことが重要ですが、必ずしも経験等が深められていない場合もあります。

### e 広報活動

小学校・中学校・高等学校の新生生全員に、市立図書館利用案内を配布しました。季節やテーマに合わせた図書展示を実施し、年間20以上のテーマで図書等の紹介をしています。

市立図書館公式ホームページには「こどもページ」と「ヤングアダルトページ」を設け、市立図書館の催しものやおすすめの本の紹介等をしています。

### f おはなし会

子どもたちに絵本や物語の素晴らしさを伝える手段として、絵本の読み聞かせやストーリーテリングがあります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、一時的におはなし会の中止、定員上限を設ける等の影響がありましたが、市立図書館全館で対象年齢に合わせたおはなし会を実施しています。

より多くの子どもに参加してもらえるよう、広報活動や魅力的なプログラム作り、参加できる年齢の引き下げ等を行っています。職員手作りのクリスマスプレゼントや表彰状は、子どもたちに喜ばれています。

乳幼児親子を対象としたわらべうたのおはなし会等を実施し、乳幼児親子が市立図書館を利用するきっかけづくりにしています。

おはなしを語るボランティアの講習会を実施し、ボランティアの育成が進んでいます。

### g 市立図書館見学会

市内保育所・幼稚園の年長児を対象に市立図書館の見学会を実施しています。おはなし会と館内の見学等を楽しみ、市立図書館を知る機会になっています。

また、市内小学校の3年生を対象とした市立図書館見学会を実施し、おはなし会、利用方法等の説明、館内の見学、図書等の貸出を行っています。見学会を機に全児童



が市立図書館に利用登録をし、市立図書館で本を借りる経験ができるようにしています。

都立高校の生徒も館内見学に来館し、体験学習しています。

### h ブックリスト

東大和文庫連絡会「子どもの本の学習会」と協力して、対象年齢別のおすすめ絵本のブックリストを作成し、市立図書館やブックスタート事業等で配布しています。

また、図書館職員がおすすめする本のリスト「この本読んでみない？」を年代に合わせて5種類作成し、夏休みと冬休みの前に市内の小中学校及び高等学校に配布するほか、市立図書館公式ホームページで公開しています。

### i 子どもの居場所づくり

小学5年生以上が自習できる自習室を中央図書館で試行するなど、市立図書館内で子どもの居場所づくりに取り組みました。

### j 読書活動を通じた東京都オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、国際理解を深めるための支援を行い、読書を通じて日本や世界の国々の歴史・文化・習慣等に関する知識や情報を子どもたちに提供できるよう、資料の充実に努めました。

「第二次計画」では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組の事業は令和2（2020）年度に完了の予定でしたが、大会の延期に伴い、令和3（2021）年度も継続して資料の収集を行いました。

### k 関係機関との連携

子どもが本と出会う機会を増やせるよう、3～4か月児健康診査時のブックスタート、学校への団体貸出と資料の配送、学校に出向いてのおはなし会やブックトークの実施、関係施設での講習会等の支援等において、関係機関との連携を図りました。

(イ) 課題

a 全域サービス

全域サービスを拡充させるため、他の施設との連携が必要です。  
市内学校とのネットワークの整備も検討する必要があります。

b 子ども読書活動の支援

学校や学童保育所等への団体貸出や講習会等をとおして、子どもに本の楽しさを伝えるための活動に対する支援を継続して行う必要があります。

また、読み聞かせ等のボランティアの育成に取り組みます。

市民やグループの活動の全体像の把握を行うため、「子どもの読書に関わる団体活動報告書」を継続して発行していきます。

学校の司書教諭や図書館指導員との連携を図り、学校図書館の支援に努めていく必要があります。

市内施設・団体等の所蔵資料の充実を支援するため、市立図書館で除籍した資料の譲渡を継続します。

c 図書資料の充実

現在は収集の対象としていない資料について収集を検討する必要があります。

d 職員

サービス向上のため、職員には専門的な知識や技術の習得により経験を深める必要があります。司書資格を有する職員の適切な配置に努めるとともに、研修等を充実させる必要があります。

e 広報活動

子どもたちの市立図書館利用の促進に繋がるよう、多方面からの情報提供が必要です。日頃市立図書館を利用していない子どもにも、市立図書館を知ってもらえるように、図書館だよりや学校を通じて配布しているおすすめ本リスト等、紙媒体の情報に加え、市立図書館公式ホームページの充実を図り、市公式SNSを活用した情報発信を積極的に利用することが求められます。

利用の促進を図るため、季節やテーマに合わせた図書展示を継続する必要があります。

f おはなし会

対象年齢に合わせたおはなし会を継続して実施する必要があります。

おはなし会への参加を促進するため、開催曜日・時間の見直しの検討が必要です。

市立図書館のおはなし会はボランティアによって支えられていますが、全ての図書館職員がおはなし会に携われるよう、研修を行う必要があります。

### g 市立図書館見学会

市内保育所・幼稚園年長児及び小学3年生の市立図書館見学会を継続して行うほか、それ以外の学年に対しても、学校等からの依頼により、見学会及び図書館ガイダンスの実施が必要です。

希望があれば地区館でも実施を継続する必要があります。

### h ブックリスト

東大和文庫連絡会「子どもの本の学習会」と協働で作成した絵本のリスト及び市立図書館職員がおすすめる本のリスト「この本読んでみない？」の継続配布が必要です。

### i 子どもの居場所づくり

自発的に図書館に来る「本が好き」「調べものをしたい」という子どもだけではなく、家庭や学校等に居場所のない子どもたちにも図書館の魅力を伝え、自由に本に触れることのできる場所として、安心して過ごせるような市立図書館内の子どもの居場所づくりに取り組む必要があります。

### j 関係機関との連携

3～4か月児健康診査時のブックスタート事業、学校に出向いての出張おはなし会、学童保育所等への団体貸出等、今後も継続して関係機関との連携に取り組む必要があります。

### ウ 対象別サービス

年齢や個人に合った本を選び、読む（読んであげる）ことは大切です。  
市立図書館では、様々な資料を揃え、子どもと本を繋ぐためのサービスをしています。

#### (ア) 現状

##### a 乳幼児

市立図書館の乳幼児向けサービスは、乳幼児だけではなく、乳幼児を取り巻く大人に対するサービスでもあります。

市立図書館全館で、絵本選びの一助となるように赤ちゃん向け絵本コーナーを設置しているほか、乳幼児親子向けのおはなし会を実施しています。

また、各館で授乳やおむつ替えができる場所の設置等、親子が滞在しやすい環境を整えています。

清原図書館では、図書館の事業がないときにおはなしの部屋を親子での読み聞かせの利用等に開放し、乳幼児を連れて気軽に足を運べる環境を作っています。

保健センターの3～4か月児健康診査時を利用したブックスタート事業では、保護者の方に、どのような絵本を選ぶかということや、絵本を通じた乳幼児とのコミュニケーション等について説明しています。

##### b 小学生

小学生は自分で本を選び、興味の幅を広げることができる年齢です。また、調べ学習等で市立図書館を利用することが多くなるため、市立図書館は調べ学習用の資料の充実を図っています。

市立図書館では、「1日図書館員」等の実施により、小学生が市立図書館や本と関わり、本への興味を広げるきっかけを提供しています。

小学校への団体貸出等、子どもたちが長い時間を過ごす学校へのサービスをとおして、間接的にも子どもの読書支援をしています。

##### c ヤングアダルト（中高生）<sup>\*19</sup>

進学・就職の準備や部活動等、様々な活動が増える中学生・高校生は、読書に使う時間が減る傾向があります。

---

\*19 ヤングアダルト（中高生）

アメリカで使われ始めた言葉で、「若い大人」「大人になりつつある人」の意味。  
中高生を中心に、広くは10代の、子どもから大人に脱皮する年齢の人たちを指す。

児童書から一般書への移行時期であるこの年代のために、各館にヤングアダルトコーナーを設置しています。コーナーには中高生自身がおすすめる本を紹介文とともに展示して、参加型のサービスを目指しています。

おすすめる本リスト「この本読んでみない？」の中からヤングアダルト向け資料を再編集した「この本読んでみない？セレクション」を令和3年度に発行し、中学校と高等学校に紹介して、市立図書館利用の促進を図りました。

また、中学校生徒の職場体験学習や、高等学校の授業の一環で生徒の市立図書館見学を受け入れています。

ヤングアダルト世代を対象としたビブリオバトルを実施し、令和3（2021）年度にはオンライン参加可能な形での実施を試みました。

### d 特別な配慮を必要とする子ども

令和元（2019）年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行されました。この法律は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

さらに、令和2（2020）年に策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）では、アクセシブルな電子書籍<sup>\*20</sup>の充実、視覚障害者等の読書環境整備等の方針が示されました。

視覚障害の子どもや、肢体不自由等の子どもを対象に、録音図書・点字図書の貸出や対面朗読サービスを実施しています。

点字図書館等との協力制度により、所蔵していない資料も取り寄せて提供しています。

令和2（2020）年度からマルチメディアデイジーの受け入れを開始し、学校を通じて障害のある子どもへの情報提供を行いました。

また、ボランティアの製作による布の絵本<sup>\*21</sup>を提供しています。資料の特性上、製作に時間と労力がかかりますが、さらに所蔵資料の充実を図っています。要望により、障害のある子どもが通う放課後デイサービスに出張し、おはなし会を実施しました。

---

#### \*20 電子書籍

本、新聞、雑誌等の紙媒体ではなく、文章や挿絵等をデータ化して、専用の端末や、タブレットやスマートフォン等の携帯端末、パソコンで読むことのできるデジタルデータ化された書籍。電子ブック、デジタル書籍、デジタルブック、Eブック、オンライン書籍とも呼ばれる。

#### \*21 布の絵本

表紙、本文全てが布で製作され、絵の部分は台布に縫い付けてあるだけではなく、ボタン、ひも、ファスナー等を用いて、はずす、はめる、ほどく、結ぶ等の手指の作動を伴いながら、言葉の獲得を楽しく学習できる絵本。

外国語を母語とする子どもたちのために、英語や韓国語等、外国語で書かれた資料を収集しています。（表2-14）

[表2-14] 多文化・多言語資料の児童書の所蔵状況（令和3（2021）年度）

（単位：冊）

所蔵館 \ 言語	英語	韓国語	ドイツ語	中国語	その他言語
中央図書館	708	39	30	5	31
桜が丘図書館	74	2	0	3	0
清原図書館	63	11	0	22	0

出典：「東大和の社会教育」令和4年度版 東大和市教育委員会編集・発行

## （イ）課題

### a 乳幼児

3歳児健診アンケートでは、1/3以上が「図書館を利用したことがない」と回答しました。

乳幼児からの市立図書館利用の促進を図るため、ブックスタート事業では絵本と乳幼児の関わり等について保護者に説明する等、市立図書館の積極的な利用を促進する取組が必要です。

ブックスタート事業以降は、乳幼児親子向けのおはなし会等を継続して実施することによって市立図書館への定期的な来館を促す等、乳幼児の周りにいる大人への働きかけを積極的に行い、読書の相談や案内等を積極的に行うことが必要です。

小さなころから絵本に親しんでもらえるよう、市立図書館では乳幼児向けの絵本の蔵書の充実を継続する必要があります。

また、おはなしの部屋の開放を拡大する等により、市立図書館内で親子が安心して過ごせる環境を整える必要があります。

### b 小学生

子どもの知りたい、調べたいという要求を満たすための資料を、年代に応じて幅広く収集する必要があります。

市立図書館を利用するきっかけづくりのため、「1日図書館員」等の企画を継続する必要があります。

学校との連携を深め、調べ学習の手助けとなる支援を継続するため、効率的な団体貸出配送システムの構築が課題です。

### c ヤングアダルト（中高生）

ヤングアダルト世代は不読率が高くなります。「読んでみたい」と思わせるヤングアダルト向け資料の充実が必要です。

読書から離れてしまった世代へのPRには、SNSによる広報を実施するほか、中学校・高等学校の図書館と連携した働きかけの検討が必要です。

また、中央図書館レファレンス室の資料紹介を行い、調べものをするための利用を促進する必要があります。

### d 特別な配慮を必要とする子ども

市立図書館においては、学習障害の子ども、特別支援学級や社会福祉施設に通う子ども、外国語を母語とする子ども等、読書に特別な配慮を必要とする子どもの実態を、十分に把握できていません。

個々の障害やニーズに合わせて資料を用意する必要があるため、学校教育等の関連機関、地域団体と連携を図りながら、読書環境整備のさらなる推進や、「手話付きおはなし会」等の事業の展開を検討する必要があります。

マルチメディアデイジーは、学習障害の子どもに対して有効であるため、学校を通じて活用の働きかけが必要です。

誰にでも読みやすい言葉や絵で描かれているLLブック<sup>\*22</sup>は出版数が少ない現状があるため、より丁寧な情報収集に努め、積極的に受け入れる必要があります。

また、外国語を母語とする子どもたちのために、より多くの言語や内容の資料の収集と、各館のバランスの取れた蔵書配分が必要です。

---

#### \*22 LLブック

「LL」とは、スウェーデン語の「LättLäst」（英語ではeasy to read）の略語で、「やさしく読める」という意味。誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた「やさしく読みやすい本」のことを指す。

やさしい語彙や文法を使う、写真や図を多用する、単純な構成にするなどの工夫がされており、日本語が得意ではない方や、知的障害等により言語理解に困難がある方等、一般的な情報提供では理解が難しいさまざまな方にとっても読みやすいように作られている。

## (4) 子どもの読書活動を支える人たち

市内には様々な形で、子どもや保護者に読書の楽しさを伝えたいと活動している方々がいます。

東大和市では、1980年代から東大和文庫連絡会が、子どもと本を繋げる活動をしている市民グループを横断的にまとめる役割を果たしてきました。

東大和文庫連絡会は定例会を開催し、情報交換を行っています。また、東大和市における子どもの読書環境についてまとめた文集「たんぼぼ」を発行していましたが、平成28(2016)年度の第30号で休刊となりました。

平成29(2017)年度以降は、市立図書館が各団体の活動をまとめた冊子「子どもの読書に関わる団体活動報告書」を継続して発行しています。

### ア 文庫

#### (ア) 現状

現在、市内には3つの文庫があります。家庭や地域の施設で定期的に関室し、家庭的な雰囲気の中で、季節に合わせた行事や本の貸出、おはなし会等を行い、子どもに本の楽しさを伝えています。

利用する子どもが減少しているため、受け入れる子どもの年齢や開室時間の工夫をしています。

令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会場の利用が不可になって開室できない、施設でのおはなし会が中止になる等、文庫の活動に大きな影響が出ました。

#### (イ) 課題

第二次計画の開始年度時には文庫が5つありましたが、諸処の事情で減少しています。

子どもを取り巻く状況の変化による利用の減少や、活動を続けるための後継者の育成の問題等があります。

### イ 読み聞かせ・おはなしのグループ

#### (ア) 現状

市内には絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、わらべうた等の活動を行っているボランティアグループが7団体あります。



活動の場は、市立図書館、児童館、保育所、学校等、市内の様々な施設です。小学校では、「東大和おはなしの会」として、おはなしのグループが連携し、定期的におはなし会を実施しています。

令和2（2020）年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校等におけるボランティア活動が中止になる等、大きく影響を受けました。

### （イ）課題

語り手や読み手の育成のために、市立図書館との連携による講座の実施が必要です。

## ウ 学習グループ

### （ア）現状

子育ての一環として、あるいは子どもにおはなしや絵本の楽しさを伝えるために、子どもの本についてのグループ研究やストーリーテリングの研修、読書会等の活動を、市立図書館や公民館で定期的に行っています。

### （イ）課題

子どもに読書を勧める立場の大人が学ぶ場としての学習グループの活動を継続できるよう、市立図書館等が連携してサポートし、人材育成を図る必要があります。

### (5) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の状況

令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、各施設や学校等は臨時休業や休館、利用制限が設けられました。読み聞かせ等の事業やボランティア受け入れの中止が各施設や学校から報告されています。

しかし、コロナ禍が長期化するにつれ、読み聞かせの参加人数の削減、本の消毒、パーティションの設置等の感染拡大防止対策を講じながら事業を再開した施設もあります。

今後も感染状況により、手指消毒の実施や三密を避ける等の基本的な対策等を実施しながら、子どもの読書活動の推進を図る必要があります。



## 第3章 子ども読書活動推進のための具体的な 取組

## 1 基本目標

平成 30（2018）年に策定された国の「第四次基本計画」では、「市町村は、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。」と定めています。

計画遂行の行政内の体制（行政内の関連部署、市立の関連施設）については、連絡会議において、関係各所における当計画の進捗状況を確認し、連携して取り組むことができるように協議します。市内関連施設（教育機関、子育て関連施設）には、この計画の趣旨を伝え、各施設において子どもの読書活動が推進されるように、理解と協力を求めます。

東大和市では、子どもの読書活動の現状と課題を踏まえ、第三次計画における読書活動の推進のために3つの基本目標を定めました。これに基づき、行政と市民で子ども読書活動推進における目的や役割をお互い確認しながら、市民参画・協働による取組を進めてまいります。

### 基本目標

- 1 全ての子どもが本に親しむことができるよう、家庭や地域、学校及び図書館で、発達段階に応じた本との出会いの機会を作る。
- 2 子どもに関わる関係機関が連携し、子どもの読書環境を整備する。
- 3 子どもと本を繋ぐ活動を行う人材を育成し、活動の担い手を増やす。

2 家庭・地域

(1) 家庭

	項目	所管	目標
ア	家庭での読み聞かせ	関係各課・家庭	充実
	取組目標	幼い子どもが本の楽しさを知り読書習慣を身に付けていくためには、身近な家族に本を読んでもらうことが効果的である。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立図書館の絵本のコーナーの充実</li> <li>・関係機関が作成した絵本選びの参考となるリストの活用</li> </ul>	

	項目	所管	目標
イ	市立図書館等の利用	関係各課・家庭	充実
	取組目標	市立図書館や文庫を家族で利用することで、家庭での読書環境を整える。また、子ども自身が本を借りることで主体的な読書習慣が身に付く。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし会の紹介や絵本の読み聞かせ講座のPR</li> <li>・子ども自身の市立図書館利用登録について保護者への積極的な働きかけ</li> </ul>	

	項目	所管	目標
ウ	乳幼児期の子どもがいる家庭への働きかけ	関係各課	充実
	取組目標	関係機関や保育所等、直接家庭に関わることのできる機関が、家庭での取組を継続して後押しする体制を作る。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立図書館による、家庭における読み聞かせや読書を習慣づけることの重要性に関する情報提供</li> <li>・市立図書館での乳幼児向けのおはなし会の実施</li> <li>・保育所・幼稚園等による、読み聞かせや読書の大切さ、意義に関する保護者への意識啓発</li> <li>・子どもと本に関する講演会等の実施</li> <li>・関係機関と連携して子どもがいる家庭に絵本リストを配布</li> <li>・ブックスタート事業の継続</li> </ul>	

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園等の子育て関連施設

	項目	所管	目標
ア	読み聞かせ等の継続・充実	保育課各施設 中央図書館	充実
	取組目標	日々の活動の一環として、また、行事に合わせて、絵本や紙芝居の読み聞かせを継続して行い、絵本等と親しむ機会を増やす。 個々の子どもに合わせた読書活動を行う。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本の読み聞かせやストーリーテリング等の実施</li> <li>・必要に応じてボランティアの受け入れ</li> <li>・子どもの個性や成長の度合いに合わせた絵本の読み聞かせ等の継続</li> </ul>	

	項目	所管	目標
イ	読書環境の整備	保育課各施設 中央図書館	充実
	取組目標	各施設で絵本や紙芝居等の充実を図り、子ども・保護者・保育士が気軽に手に取ることのできる環境を整備する。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本、紙芝居等の充実</li> <li>・図書コーナーの設置</li> </ul>	

	項目	所管	目標
ウ	関係機関との連携	保育課各施設 中央図書館	継続
	取組目標	市立図書館に親しむ機会を積極的に作る。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立図書館の団体貸出の利用</li> <li>・年長児対象の市立図書館見学会への参加</li> </ul>	

	項目	所管	目標
工	保護者との連携・働きかけ	保育課各施設 中央図書館	継続
	取組目標	読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者に対し広く周知する。	
	事業内容		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への絵本や読書等に関する情報提供</li> <li>・本の貸出の実施</li> </ul>		

### (3) 児童館

	項目	所管	目標
ア	読書環境の整備	青少年課 中央図書館	充実
	取組目標	幅広い分野の本を揃え、子どもの読書要求に応える。	
	事業内容		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本の新規購入、市立図書館の除籍資料の活用</li> <li>・市立図書館の団体貸出の利用</li> </ul>		

	項目	所管	目標
イ	読書事業	青少年課 中央図書館	継続
	取組目標	子どもの年齢に合わせ、子どもや保護者が本に親しむ機会を作る。	
	事業内容		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館職員やボランティア等による読み聞かせ等の実施</li> </ul>		

	項目	所管	目標
ウ	関係機関との連携	青少年課 中央図書館	継続
	取組目標	子育て支援事業の一環として、市立図書館との連携を図る。	
	事業内容		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立図書館と連携した講座等の実施</li> </ul>		

(4) 学童保育所

	項目	所管	目標
ア	読書環境の整備	青少年課 中央図書館	充実
	取組目標		
	幅広い分野の本を揃え、子どもの読書要求に応える。		
	事業内容		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本の新規購入、市立図書館の除籍資料の活用</li> <li>・市立図書館の団体貸出の利用</li> </ul>	

	項目	所管	目標
イ	読書事業	青少年課 中央図書館	継続
	取組目標		
	日々の保育の中で、読書を取り入れることを心がける。		
	事業内容		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童指導員やボランティアによるおはなし会の実施</li> <li>・児童館での読み聞かせへの参加</li> </ul>	

	項目	所管	目標
ウ	関係機関との連携	青少年課 中央図書館	継続
	取組目標		
	市立図書館との連携を図り、読書環境の充実に努める。		
	事業内容		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立図書館の配送による団体貸出の利用</li> </ul>	



(5) 保健センター

	項目	所管	目標
ア	ブックスタート事業の継続	健康推進課 中央図書館	継続
	取組目標		
	子どもが本に親しむための事業等を継続する。		
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブックスタート事業の継続</li> <li>・市立図書館・ボランティアとの連携の継続</li> </ul>	

	項目	所管	目標
イ	関係機関との連携	健康推進課 中央図書館	継続
	取組目標		
	保護者に読書への関心を高めてもらえるよう働きかける。		
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健事業時の市立図書館の団体貸出利用の検討</li> <li>・市立図書館と連携しての図書展示の検討</li> </ul>	

(6) 子ども家庭支援センター

	項目	所管	目標
ア	読み聞かせや貸出事業の継続・充実	子ども家庭支援センター 中央図書館	継続
	取組目標		
	子どもと保護者が本に親しむ環境づくりに努める。		
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流スペース「かるがもひろば」の所蔵資料の充実</li> <li>・利用者に合わせた読み聞かせや貸出事業等の実施</li> <li>・一時保育室や行事、「出張かるがもひろば」での読み聞かせの実施</li> </ul>	

	項目	所管	目標
イ	関係機関との連携	子ども家庭支援センター 中央図書館	継続
	取組目標	市立図書館や、ボランティアとの連携を図る。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立図書館の団体貸出の利用</li> <li>・東大和文庫連絡会と市立図書館が協働で作成した絵本リスト等を元に本の紹介を実施</li> <li>・市立図書館職員による出前講習会等の実施</li> <li>・ボランティアと連携した読み聞かせ</li> </ul>	

## (7) 公民館

	項目	所管	目標
ア	読書環境の整備	中央公民館 中央図書館	継続
	取組目標	子どもたちの読書活動に繋がる事業に取り組む。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館図書室の所蔵資料の充実</li> <li>・市立図書館の除籍資料の活用</li> <li>・子どもの読書に関わる講座等の主催事業の実施</li> <li>・自主グループによる読み聞かせ活動の継続</li> </ul>	

	項目	所管	目標
イ	関係機関との連携	中央公民館 中央図書館	継続
	取組目標	市立図書館や読書に関する自主グループとの連携を図る。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書に関する自主グループ活動の支援</li> <li>・市立図書館の団体貸出の利用</li> </ul>	

(8) 郷土博物館

	項目	所管	目標
ア	読書事業	生涯学習課 中央図書館	充実
	取組目標	子どもたちの読書活動に繋がる事業に取り組む。 市立図書館との連携を図る。	
	事業内容		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の中で、絵本の紹介や読み聞かせ等の継続</li> <li>・ 子ども向け事業で図書等を使用する際に、市立図書館の団体貸出の利用</li> <li>・ 市立図書館と連携した図書の展示</li> </ul>		

### 3 学校

#### (1) 小中学校

	項目	所管	目標
ア	読書習慣の定着	教育総務課 教育指導課 中央図書館	継続
	取組目標		
	児童・生徒に読書を身近に感じてもらえるよう努める。		
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司書教諭、教員、図書館指導員の連携</li> <li>・朝読書等による読書習慣の定着化</li> <li>・支援の必要な子どもに対し、マルチメディアデージー等の利用の促進</li> </ul>	

	項目	所管	目標
イ	読書指導の充実	教育総務課 教育指導課 中央図書館	充実
	取組目標		
	読書をしない児童・生徒に対し、読書意欲が向上するような取組を行う。		
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書週間等の実施</li> <li>・学級文庫の設置</li> <li>・ビブリオバトルやブックトーク等の実施</li> <li>・保護者会やおたよりをとおした家庭への働きかけ</li> </ul>	

	項目	所管	目標
ウ	調べ学習への取組	教育総務課 教育指導課 中央図書館	充実
	取組目標		
	学校図書館の資料を活用した調べ学習に対応するために、幅広い資料を収集する。また、インターネットも含め、情報収集の能力を育てる。		
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本の探し方、調べ方等の指導や学校図書館の利用法の指導</li> <li>・タブレット端末を用いたインターネットの活用と併せた調べ学習の指導</li> <li>・市立図書館の団体貸出の利用</li> </ul>	

	項目	所管	目標
工	学校図書館の整備	教育総務課 教育指導課 中央図書館	充実
	取組目標	「学校図書館5か年計画」等を参考に、学校図書館の整備、充実を図る。 児童・生徒の興味・関心に応じた資料や、調べ学習に必要な資料の収集・除籍により蔵書構成を充実させ、学校図書標準を達成する。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の興味・関心に応じた資料や調べ学習に必要な資料の収集・除籍</li> <li>・ボランティアによる学校図書館内の装飾</li> <li>・児童・生徒の興味を引き出す図書展示</li> <li>・新聞の複数紙配置</li> <li>・設備の老朽化への対策</li> </ul>	

	項目	所管	目標
オ	他機関との連携	教育総務課 教育指導課 中央図書館	継続
	取組目標	市立図書館と連携し、児童・生徒の読書環境の向上を図る。 図書管理システムによる学校図書館運営の効率化を図る。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立図書館への出前おはなし会等の依頼</li> <li>・市立図書館の見学会への参加</li> <li>・市立図書館への職場体験の依頼</li> <li>・小学校図書部会や学校図書館活用推進委員会等で、市立図書館職員や他校の司書教諭、図書館指導員との情報交換</li> <li>・サポートデスクによる図書管理システムの保守</li> </ul>	

	項目	所管	目標
力	読書活動を支える人材	教育総務課 教育指導課 中央図書館	継続
	取組目標	司書教諭、図書館指導員を中心に、学校全体として児童・生徒の読書活動を支える。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館指導員の全校配置と勤務条件の見直しによる定着化</li> <li>・司書教諭と図書館指導員の連携</li> <li>・おはなし会ボランティアの受け入れ</li> <li>・図書室ボランティアの受け入れ</li> <li>・中学校グループにおける小中一貫教育の取組の推進の一環として、学年・学校をまたいだ読み聞かせボランティアの受け入れの検討</li> </ul>	

## (2) 高等学校

	項目	所管	目標
ア	読書環境整備	中央図書館 各高等学校	継続
	取組目標	学校図書館に生徒の興味関心のある資料を収集し、生徒が気軽に利用できる環境を整備する。 生徒の市立図書館利用の促進を図る。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の興味関心に合わせた資料の収集</li> <li>・新聞の5紙配備</li> <li>・市立図書館との情報交換による連携</li> </ul>	

## 4 市立図書館

### (1) 読書環境の整備

	項目	所管	目標
ア	全域サービス	中央図書館	継続
	取組目標	市立図書館から遠い地域へのサービスの拡充を図る。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携</li> <li>・学校とのネットワークの整備の検討</li> </ul>	

	項目	所管	目標
イ	子ども読書活動の支援	中央図書館	継続
	取組目標	学校や関係機関と連携し、子どもに本の楽しさを伝えるための活動に対する支援を継続する。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や学童保育所等、子どもに関わる施設への団体貸出</li> <li>・読み聞かせ講習会、出前講習会</li> <li>・ボランティア育成講座</li> <li>・「子どもの読書に関わる団体活動報告書」の作成</li> <li>・東大和文庫連絡会への活動場所の提供や講演会の共催等の支援</li> <li>・市立図書館の除籍資料の団体への譲渡</li> </ul>	

	項目	所管	目標
ウ	図書資料の充実	中央図書館	充実
	取組目標	子どもたちがより良い本と出会えるよう、内容や装丁等細かいところに留意しながら丁寧に選書を行い、資料の収集と保存に努める。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東大和市立図書館資料収集及び除籍方針」に則った図書館資料の収集及び除籍</li> <li>・収集の対象としていない資料の収集の検討</li> </ul>	

	項目	所管	目標
工	職員	中央図書館	充実
	取組目標	子どもと本を結び付けるための要となる児童サービス担当職員の専門性の向上に努める。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的知識を習得するための研修等</li> <li>・ 専門職の適切な配置</li> </ul>	

	項目	所管	目標
オ	広報活動	中央図書館	継続
	取組目標	多方面からの事業や資料の情報の発信を行い、子どもたちの市立図書館利用を促進する。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども向けの利用案内の配布</li> <li>・ 事業の案内のチラシ配布、ポスター掲示</li> <li>・ 市立図書館ホームページ内「こどもページ」「ヤングアダルトページ」の更新</li> <li>・ 市公式SNSを活用した情報の発信</li> <li>・ 季節やテーマに合わせた魅力的な図書展示</li> </ul>	

	項目	所管	目標
カ	おはなし会	中央図書館	継続
	取組目標	子どもが、本やおはなしの世界に親しめるよう、ボランティアと協働しておはなし会を実施する。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢に合わせたおはなし会の実施</li> <li>・ 開催曜日や時間の検討</li> <li>・ 市立図書館職員の研修</li> </ul>	



	項目	所管	目標
キ	市立図書館見学会	中央図書館	継続
	取組目標	子どもたちに市立図書館や本に親しみを持ってもらえるよう、市立図書館の見学会を行う。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・幼稚園年長児対象の市立図書館見学会</li> <li>・小学校3年生対象の中央図書館見学会</li> <li>・希望に応じて地区館での見学会等の実施</li> <li>・その他学年からの依頼による見学会等の実施</li> </ul>	

	項目	所管	目標
ク	ブックリスト	中央図書館	継続
	取組目標	東大和文庫連絡会と協働で作成した、年齢に合わせた絵本のリストを配布する。市立図書館職員がおすすめする本のリストを作成・配布する。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢に合わせたブックリスト「あかちゃんとおはなし -絵本のリスト-」「えほんともだち -2~3さいむけのブックリスト-」「えほんはたのしい -4~6歳むけのブックリスト-」「読み聞かせにむく(3・4年生)絵本のリスト」の配布</li> <li>・夏休みと冬休みに合わせたおすすめ本のリスト「この本読んでみない?」の作成・配布</li> </ul>	

	項目	所管	目標
ケ	子どもの居場所づくり	中央図書館	継続
	取組目標	子どもたちが気軽に図書館を利用できる環境を整える。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが自由に本を手に取り、読書ができる環境の整備</li> <li>・家庭や学校等に居づらい子どもたちが、安心して過ごせるような環境の整備</li> </ul>	

	項目	所管	目標
	関係機関との連携	中央図書館	充実
	取組目標	子どもが本と出会う機会を増やせるよう、関係機関と連携を図る。	
コ	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブックスタート事業における連携</li> <li>・司書教諭や図書館指導員との連携</li> <li>・学校への団体貸出と資料の配送</li> <li>・学校等へ出向いてのおはなし会やブックトーク等の実施</li> <li>・学童保育所への定期的な団体貸出と資料の配送</li> <li>・関係施設での講習会等の支援</li> </ul>	

## (2) 対象別サービス

	項目	所管	目標
	乳幼児	中央図書館	充実
	取組目標	<p>小さなころから絵本に親しんでもらえるよう、乳幼児の周りにはいる大人への働きかけを積極的に行う。</p> <p>親子で安心して過ごせる環境を整える。</p>	
ア	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブックスタート事業における保護者への働きかけ</li> <li>・乳幼児親子向けおはなし会（わらべうた、絵本の読み聞かせ）の実施</li> <li>・乳幼児向け絵本の充実</li> <li>・おはなしの部屋の開放</li> </ul>	

	項目	所管	目標
イ	小学生	中央図書館	継続
	取組目標	<p>自分で本を読み、選ぶようになった子どもたちの手助けをし、本と出会う機会を増やす。 学校との連携を深める。</p>	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新1年生への市立図書館の利用案内の配布</li> <li>・子どもの知りたい、調べたいという要求を満たすための、幅広い資料の収集</li> <li>・1日図書館員の実施</li> <li>・効率的な団体貸出配送システムの構築</li> </ul>	

	項目	所管	目標
ウ	ヤングアダルト（中高生）	中央図書館	充実
	取組目標	<p>児童書から一般書への移行時期となる世代に向け、充実した読書ができるよう働きかける。 同世代のコミュニケーションの場となるよう努める。</p>	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングアダルトコーナーの資料の充実</li> <li>・新1年生への市立図書館の利用案内の配布</li> <li>・市公式SNSによる市立図書館利用のPR</li> <li>・中学校・高等学校の図書館との連携の検討</li> <li>・職場体験等の受け入れ</li> <li>・ビブリオバトル等の実施</li> <li>・中央図書館レファレンス室の利用の促進</li> </ul>	

	項目	所管	目標
エ	特別な配慮を必要とする子ども	中央図書館	充実
	取組目標	<p>本を読むことに支援が必要な子どもたちに対し、読書の楽しさを伝える。</p>	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・録音図書、マルチメディアデージー、点字図書、点字つき絵本、LLブック、布の絵本の収集、貸出</li> <li>・学校や地域団体との連携</li> <li>・サービスのPR</li> <li>・手話付きおはなし会の実施の検討</li> <li>・外国語で書かれた資料の収集、貸出</li> </ul>	

## 5 子どもの読書活動を支える人たち

### (1) 文庫

項目	所管	目標
文庫	中央図書館	継続
取組目標	家庭や地域の施設で、地域の子どもたちに本の楽しさを伝えることにより、市内の子どもの読書環境を向上させる。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域の施設での本の貸出やおはなし会</li> <li>・「東大和文庫連絡会」の定例会の開催</li> <li>・活動を継続するための人材育成</li> </ul>	

### (2) 読み聞かせ・おはなしのグループ

項目	所管	目標
読み聞かせ・おはなしのグループ	中央図書館	継続
取組目標	子どもが本やおはなしの世界に親しめるよう、各所で絵本の読み聞かせやストーリーテリングを行う。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立図書館、学校、保育所等でのおはなし会</li> <li>・市立図書館での読み聞かせ講習会や、語り手養成講座等の機会を利用した人材育成</li> </ul>	

### (3) 学習グループ

項目	所管	目標
学習グループ	中央図書館	継続
取組目標	<p>子どもの本について学びを深めるとともに、市立図書館や学校等でボランティアとして活動する。 子どもの本についての研究を行い、子どもの本への理解を深める。</p>	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーリーテリングや絵本の読み聞かせの勉強会</li> <li>・子どもの本を題材とした読書会</li> <li>・市立図書館での読み聞かせ講習会や、語り手養成講座等の機会を利用した人材育成</li> </ul>	

## 6 計画の進行管理

項目	所管	目標
計画の進行管理	中央図書館	継続
取組目標	<p>計画を推進し、子どもの読書環境の拡充を図る。</p>	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗状況の調査及び「東大和市子ども読書活動推進計画実施状況報告書」の作成</li> <li>・児童・生徒への読書に関する調査の実施</li> </ul>	



# <資料編>

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日法律第154号

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。



## (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

## (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

## (子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

## (財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

## ○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

令和4年4月1日制定

## (設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)の規定に基づき、第三次東大和市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動に関する調査、研究及び審議
- (2) 計画の策定
- (3) その他必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって充てる。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育部長とし、副委員長は委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (招集等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて策定に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部中央図書館において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条第2号の計画の策定の日をもって、その効力を失う。

別表（第3条、第4条関係）

役 職	所 属
委員長	教育部長
委 員	子ども未来部子ども家庭支援センター長
委 員	子ども未来部副参事（狭山保育園長）
委 員	健幸いきいき部健康推進課長
委 員	教育部青少年課長
委 員	教育部教育総務課長
委 員	教育部指導担当課長（統括指導主事）
委 員	教育部生涯学習課長
委 員	教育部中央公民館長

## 第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委員長	小俣 学	教育部長
副委員長	石川 博隆	教育部青少年課長
委 員	岩崎 かおり	子ども未来部副参事（狭山保育園長）
委 員	原 里美	子ども未来部子ども家庭支援センター長
委 員	志村 明子	健幸いきいき部健康推進課長
委 員	斎藤 謙二郎	教育部教育総務課長
委 員	菅野 恭子	教育部指導担当課長（統括指導主事）
委 員	高田 匡章	教育部生涯学習課長
委 員	伊藤 智	教育部中央公民館長
事務局	浴 靖子	教育部中央図書館長

◎事務局 教育部中央図書館

## 東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議設置要綱

平成26年3月31日

教育長決裁

## (設置)

第1条 東大和市子ども読書活動推進計画に基づく施策（以下「施策」という。）を円滑に推進するため、東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施策の推進状況の点検及び評価に関すること
- (2) 施策の見直しに関すること
- (3) その他必要な事項

## (組織)

第3条 会議は、別表に掲げる者をもって充てる。

## (会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、会長は教育部長とし、副会長は委員の互選とする。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (招集等)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

## (庶務)

第6条 会議の庶務は、教育部中央図書館において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日教育長決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日教育長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

役 職	所 属
会 長	教育部長
委 員	子ども未来部子ども家庭支援センター長
委 員	子ども未来部副参事（狭山保育園長）
委 員	健幸いきいき部健康推進課長
委 員	教育部青少年課長
委 員	教育部教育総務課長
委 員	教育部指導担当課長（統括指導主事）
委 員	教育部生涯学習課長
委 員	教育部中央公民館長

## 令和3年度「3歳児健診アンケート」結果（抜粋）

実施日：令和4（2022）年1月14日・2月4日・25日  
 調査対象：3歳児健康診査受診者の保護者  
 回収場所：東大和市立保健センター  
 回答数：78

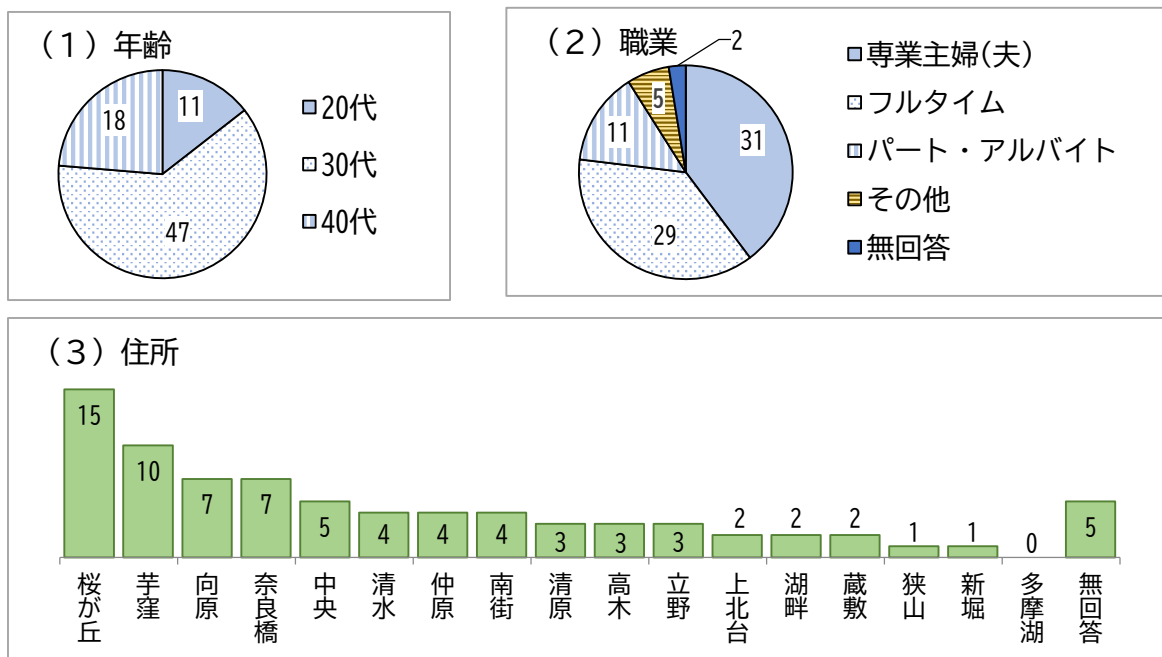
- ・「3歳児健診アンケート」の概要は本文12ページ参照。
- ・本計画に深く関わる質問項目のみを抜粋しました。
- ・記述式の回答は抜粋です。
- ・趣旨を変えない範囲で文言を編集してあります。回答内の固有名詞（施設名・団体名等）は削除しました。また、個人・施設等を特定できないよう、文言の修正を適宜行いました。
- ・すべての質問項目と回答は、東大和市立図書館公式ホームページでご覧いただけます。

ホーム>こどもページ>子ども読書活動推進計画  
<https://www.lib.higashiyamato.tokyo.jp/kids/post-2.html>



## 回答者の属性

(単位：人)



## 設問1 家庭で本の読み聞かせをしていますか？

・はい(60)

読み聞かせする回数は週にどのくらいですか？

週1回(9) 週2～3回(20) 週4～5回(10) 毎日(20) その他(1：時々)

1回に何冊くらい読みますか？

1～2冊(33) 3～4冊(22) 5冊以上(4) その他(0) 無回答(1)

・いいえ(18)

絵本の読み聞かせをしない理由は何ですか？（複数回答）

忙しい(6) 子どもが自分で読む(6) 子どもが本に興味を示さない(3)

家庭以外の場所で聞いている(2) どんな本がよいかわからない(1)

その他(5：上記よりも回数が少ない/読み聞かせが下手/集中力がない為、しっかり最後まで聞くことが出来ません/姉が読んでくれている 他)



**設問2 お子さんは、家庭以外で本の読み聞かせを体験する場がありますか？**

・はい(61)

どのような場所ですか？（複数回答）

保育園または幼稚園(56) かるがも・出張かるがも(4) 児童館(3)

図書館のおはなし会(2) 子育てサークル(1) 公民館(0)

その他(2:プレ幼稚園/実家)

回数は週にどのくらいですか？

週1回未満(7) 週1回(7) 週2回以上(21) わからない(24)

無回答(2)

・いいえ(17)

**設問3 子どもの本は家庭にどのくらいありますか？（借りた本を含めて）**

0～9冊(8) 10～49冊(49) 50冊以上(21)

**設問4 本はどのように手に入れていますか？（複数回答）**

購入(75) 図書館(22) 友人から借りる(1) その他(13:プレゼント・おさがり等)

**設問5 図書館を利用したことがありますか？（東大和の図書館以外でも）**

ほぼ毎日利用(0) ほぼ毎週利用(5) 月に1回くらい利用(16) 年に数回利用(28)

利用したことがない(28) 無回答(1)

**設問6 市や図書館へのご要望がありましたら、お書きください。**

- ・図書館の本がボロボロだったり汚れが気になっていましたが、コロナ後きれいになってきてよるこんでいます。4才以下のおはなし会に参加できたらうれしいです。
- ・桜が丘図書館を主に利用していますが、洋書絵本が増えたらうれしいです。リクエストも活用してですが。
- ・図書館内、子どもが声を出しても他人に迷惑かけない場所を作って頂きたいです。図鑑をもっと増やしてほしいです。外国の本も子ども新聞も増やしてほしいです。

## 令和3年度「子ども読書調査」結果（抜粋）

- ・「子ども読書調査」の概要は本文12ページ参照。
- ・本計画に深く関わる質問項目のみを抜粋し、掲載しました。
  - ・記述式の回答は、一部を抜粋し、趣旨を変えない範囲で文言を編集してあります。
  - ・回答内の固有名詞（施設名・団体名等）は削除しました。また、個人・施設等を特定できないよう、文言の修正を適宜行いました。
- ・すべての質問項目と回答は、東大和市立図書館公式ホームページでご覧いただけます。

ホーム>こどもページ>子ども読書活動推進計画  
<https://www.lib.higashiyamato.tokyo.jp/kids/post-2.html>



### 1 市役所関係施設及び保育課管轄団体・機関

実施期間：令和4年1月～2月  
 調査対象：保健センター、子ども家庭支援センター、児童館（6）、学童保育所（11）、郷土博物館、中央公民館（5）、保育課管轄団体・機関（保育所・幼稚園（28）、やまとあけぼの学園）  
 複数の施設のある機関等の回答数：  
 児童館（6）、学童保育所（11）、中央公民館（5）、保育所・幼稚園（13）

- ・下記設問・回答中の（ ）内の数字は、複数の施設がある機関等で回答のあった施設数です。

#### 設問1 児童向け図書の所蔵冊数について

課・施設名等	回 答
保健センター	50～80冊
子ども家庭支援センター	539冊
児童館（6）	1,000冊以下（1）、1,001～1,500冊以下（3）、1,501冊以上（2）
学童保育所（11）	500冊以下（1）、501～1,000冊以下（6）、1,001冊以上（4）
郷土博物館	不明（児童書・一般書を区別していないため）
中央公民館（5）	100冊以下（3）※図書室のない館（保育室内） 101冊以上（2）※図書室のある館
保育所・幼稚園（12）	500冊以下（8）、501～1,000冊以下（2）、1,001冊以上（2）
やまとあけぼの学園	397冊

#### 設問2 子どもの読書活動に関わる事業の実施内容について

課・施設名等	回 答（実施内容は複数回答）
保健センター	ブックスタート
子ども家庭支援センター	絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター、本の貸出、わらべうた
児童館（6）	絵本の読み聞かせ（6）、紙芝居（1）、パネルシアター（2）、その他（1）
学童保育所（11）	絵本の読み聞かせ（11）、紙芝居（10）、パネルシアター（3）、その他（2）
郷土博物館	絵本の読み聞かせ
中央公民館（5）	実施していない（5）
保育所・幼稚園（13）	・実施している（12）（絵本の読み聞かせ（11）、紙芝居（10）、パネルシアター（7）、ストーリーテリング（2）、その他（4）） ・実施していない（1）
やまとあけぼの学園	絵本の読み聞かせ、紙芝居

## 設問3 保護者に対する働きかけの内容について

【子ども家庭支援センター、保育所・幼稚園、やまとあけぼの学園への質問】

課・施設名等	回 答
子ども家庭支援センター	・ひろば、出張かるがもひろばで、ボランティアによる絵本の読み聞かせ、絵本の楽しみ方や選び方等を伝えて頂いている。 ・その日に読んだ本・歌のリストをプリントして持ち帰っている。
保育所・幼稚園（13）	・働きかけを行っている（9） 懇談会、毎月のクラスだより等で人気の絵本等を紹介している。 ・働きかけを行っていない（4）
やまとあけぼの学園	働きかけを行っていない。

## 設問4 新型コロナウイルス感染症の子ども読書活動事業への影響について

課・施設名等	回 答
保健センター	・ブックスタート事業において、感染症対策をして実施。
子ども家庭支援センター	・ひろばに置く冊数を減らした。以前ほど自由に手にすることが難しい。 ・アルコール消毒等に時間を取られる。
児童館（6）	・読み聞かせの事業そのものが中止となるケースがある。限られた施設・空間の中で対応に苦慮している。 ・乳幼児事業（図書館の紹介・絵本の楽しみ方）を実施予定だったが、中止（延期）をせざるを得なかった。
学童保育所（11）	・紙芝居や本の読み合わせができなくなった。 ・マスクを着用しても、飛沫が飛ぶことが怖く、大きな声を出して読み聞かせすることができない。
郷土博物館	・学校授業の中止や延期
中央公民館（5）	・事業を実施していないので影響なし。
保育所・幼稚園（13）	・緊急事態宣言の時とまん延防止措置の時はおはなし会をお休みした。 ・児童向け図書の貸出を中止している。
やまとあけぼの学園	・読み聞かせや紙芝居のとき、大人がマスクをしているので、言葉の訓練が必要な子どもにも口元を見せられず、発音、発声の見本が見せられない。

## 設問5 市立図書館の利用方法について

課・施設名等	回 答（利用内容は複数回答）
保健センター	ブックスタート事業実施時に図書館職員を派遣してもらっている。
子ども家庭支援センター	団体貸出、出前講習会、廃棄本をもらっている。
児童館（6）	・利用している（4）（団体貸出（3）、その他（2：除籍本の活用 他）） ・利用していない（2）
学童保育所（11）	・利用している（10）（団体貸出（10）、その他（4：月に一度中央図書館より本 50 冊の配送、回収あり（3）、個人で借りに行く（1）） ・利用していない（1）
郷土博物館	団体貸出
中央公民館（5）	・利用している（2）（団体貸出（2）） ・利用していない（3）
保育所・幼稚園（13）	・利用している（10）（団体貸出（8）、年長児向け見学会（6）、その他（1）） ・利用していない（3）
やまとあけぼの学園	団体貸出

## 2 市内学校

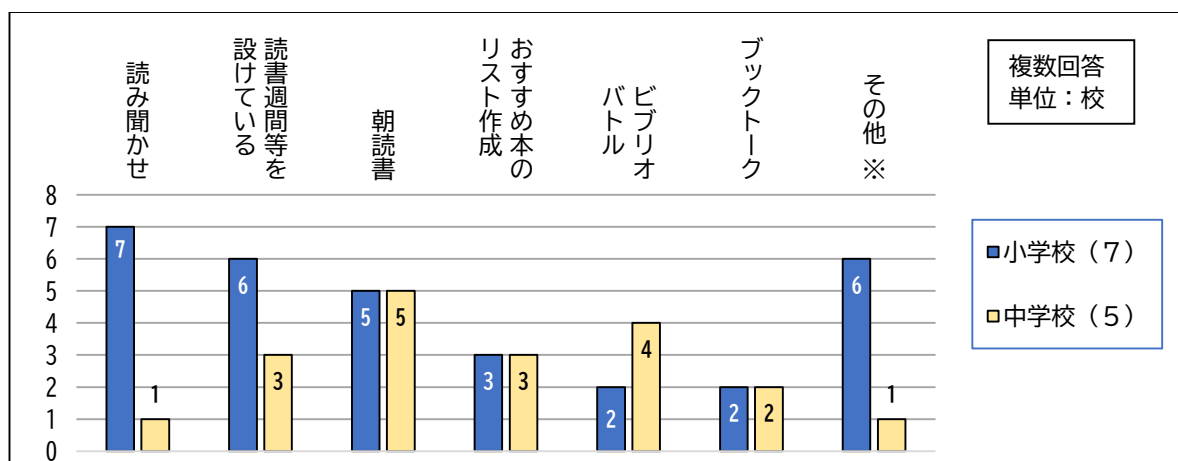
実施期間：令和4年1月～2月  
 調査対象：小学校10校、中学校5校・高等学校3校  
 回答数：小学校7校、中学校5校、高等学校0校

- ・司書教諭及び学校図書館指導員に回答を依頼しました。設問の後ろに回答者を【 】で付しました。
- ・（ ）内の数字は、各設問の回答学校数です。
- ・高等学校については、期日までに回答がなかったため、掲載していません。

## 設問1 学校図書館の所蔵冊数について【司書教諭】

施設	回答
小学校（7）	10,000冊以下（2）、10,001～12,000冊以下（2）、12,001冊～14,000冊以下（2）、14,000冊以上（1）
中学校（4）	10,000冊以下（0）、10,001～12,000冊以下（3）、12,001冊以上（1）

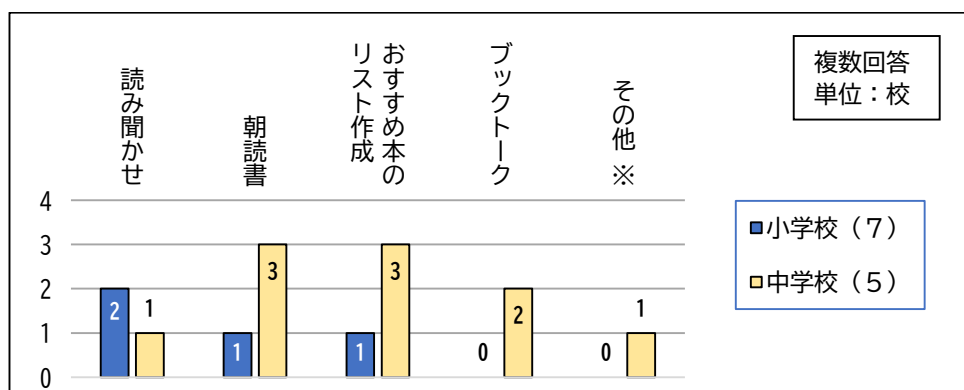
## 設問2 子どもの読書活動に関わる事業の実施内容について【司書教諭】



※「その他」の回答

小学校：季節の展示、アニメーション、図書委員によるおすすめ本新聞、学級文庫の設置 他  
 中学校：教員次第

## 設問3 特別支援学級における子どもの読書活動に関わる事業の実施内容について【司書教諭】



※「その他」の回答 中学校：校内の3か所の掲示板を使った図書の広報

## 設問4 ボランティアの受入状況、活動内容について【司書教諭】

施設	回 答 (活動内容は複数回答)
小学校 (6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れている(6)</li> <li>・読み聞かせボランティア (保護者(4)、サークル(2)、地域(1))</li> <li>・学校図書室ボランティア (本の整理(6)、図書室の装飾(6)、本の修理(5)、蔵書点検の手伝い(1)、図書準備室の片付け(1))</li> </ul>
中学校 (4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れている(2)</li> <li>・読み聞かせボランティア (保護者(1)、地域(1))</li> <li>・学校図書室ボランティア (図書室の装飾(2)、本の装丁(1))</li> <li>・受け入れていない(2)</li> </ul>

## 設問5 司書教諭・学校図書館指導員・担任の連携について【司書教諭】

施設	回 答
小学校 (6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館指導員が中心となつての読み聞かせ実施、ワークシートの活用</li> <li>・担任から司書教諭を通して東大和市立中央図書館への団体貸出の依頼</li> <li>・春季読書期間の実施、ビブリオバトル、ブックトーク (本紹介) 等</li> </ul>
中学校 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国語の教科書に掲載されている内容を扱っている図書の展示</li> <li>・図書室の運営 (本の購入、図書委員会、学級文庫の管理等)</li> </ul>

## 設問6 児童・生徒の読書活動を活発にするために必要と思われる事項について【学校図書館指導員】

施設	回 答
小学校 (7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書室閲覧室の改善</li> <li>・探調ツールの増設</li> <li>・教員と連携した選書の活発化</li> <li>・管理職・教員・司書教諭・学校図書館指導員・ボランティアがそれぞれの立場に応じて読書活動に関わること</li> </ul>
中学校 (5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒が図書室に来やすい環境作り</li> <li>・選書能力の向上</li> <li>・図書委員の活動の活性化</li> </ul>

## 設問7 学校図書館運営上の問題点や課題について【司書教諭】

施設	回 答
小学校 (5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書担当教員の責任者と学校図書館指導員の間で打合せの時間が十分取れない。今年度の反省や次年度の図書計画を話し合う時間が取れるのか心配。</li> <li>・施設等の老朽化</li> <li>・予算の少なさ (廃棄がきちんとできるほど)</li> <li>・古い本の廃棄の仕方について (原簿との確認が難しい)</li> </ul>
中学校 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動等との兼ね合いで、放課後の開館が十分に行うことが難しい状況</li> <li>・時代や時事に合わせた調べ学習用資料の購入 (買い替え) が予算的に難しい。</li> <li>・1人1台PCが支給されたことによって、インターネットでの調べ学習が主流になってきている。</li> </ul>

## 設問8 学校図書館運営上の問題点や課題について 【学校図書館指導員】

施設	回答
小学校（5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務作業のため勤務時間を増加してほしい。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で図書室の利用、使用方法が変化している。図書室の活用について検討すべき。図書館指導員の活用は不可欠。</li> <li>・古くなった本を簡単に廃棄できるようにしてほしい。</li> </ul>
中学校（4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校と同じく図書の時間があるとよい。</li> <li>・予算に限りがあり、資料の購入を見合わせざるをえない時がある。</li> <li>・勤務時間数の不足</li> <li>・他校の図書室の活動の情報を知り、自校に活かしたい。全校の図書室通信などを発行してほしい。</li> </ul>

## 設問9 新型コロナウイルス感染症の子ども読書活動事業への影響について 【司書教諭】

施設	回答
小学校（7）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任が児童全員を図書室に連れてこられず、半数ずつ図書室を使用。担任は教室に残った児童を指導。図書室の児童のトラブルを図書館指導員が解決に当たらなければならない。</li> <li>・図書委員会による対面の読み聞かせができず、お昼の放送で「読み聞かせ」を実施</li> <li>・読書目標を示した「読書通帳」の中止</li> <li>・手洗い時間の確保</li> <li>・除菌ボックスの設置</li> <li>・外部団体の受入中止</li> <li>・図書委員会の児童の活動制限</li> </ul>
中学校（4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への貸出禁止</li> <li>・曜日で図書室の利用日を分ける。（月・水は偶数クラスなど）</li> <li>・パーテーションの設置</li> </ul>

### 3 市内団体

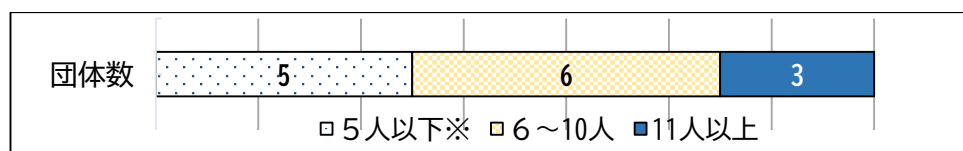
実施期間：令和4年1月～2月  
 調査対象：文庫（3）、読み聞かせ・おはなしのグループ（8）、  
 おはなしや読み聞かせの勉強会等子どもの読書活動に関わりの深い学習グループ・文庫連絡会（以下「学習グループ・その他」という）（8）  
 回答数：文庫（3）、読み聞かせ・おはなしのグループ（4）、  
 学習グループ・その他（8）

・（ ）内の数字は、各設問の回答団体数です。

#### 設問1 活動場所について

団体の区分	回答（複数回答）
文庫	自宅(1)、市地区会館(1)、マンション集会室(1)
読み聞かせ・おはなしのグループ	児童館(3)、学校(1)、図書館(1)
学習グループ・その他	図書館(7)、学校(1)、公民館(1)、子ども文庫(1)

#### 設問2 現在の会員数について（文庫連絡会を除く14団体の回答内訳）



※5人以下の回答には、「世話人の人数。来た人は誰でも会員」という回答を含む。

#### 設問3 活動をする上で困っていることについて

団体の区分	回答
文庫	・子どもが文庫にはあまり来ない。どうすればよいか、よい考えがない。
読み聞かせ・おはなしのグループ	・コロナで思うように活動ができない
学習グループ・その他	・会員減少で悩んでいる。 ・新しい参加者も少なく、参加できる人数も減ってきている。昨年度はコロナウイルス感染症の影響もあり活動を休止した。まだ再開できない。

#### 設問4 今後取り組みたいことについて

団体の区分	回答
文庫	・再開できれば、従来どおりの文庫活動をしたい。子どもの年齢が2年あがり、活動が見えてこない。（子どもの成長の問題）
読み聞かせ・おはなしのグループ	・コロナ前のような活動が継続できれば良い。
学習グループ・その他	・新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着けば、会員を増やす努力をしたい。 ・昔話の語り手を育てる講座を設ける必要があると思う。 ・インターネットなどを活用し、活動内容を広く伝えていきたい。

## 設問5 子どもの読書活動を活発にするために必要と思われる事項について

団体の区分	回 答
文庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文庫が少なくなり、本を手渡す人が減ってしまう。若い母親たちが学べるチャンスが多く作っていく事が必要と思う。</li> <li>・小学生の頃は本に出会う機会は多々あるが、中学生になるとなかなか難しい。年齢に関係なく本に関わる場面を増やしていく事が必要。</li> <li>・中学校からの依頼で絵本の読み聞かせを行い、学校と図書館、地域が連携して子どもたちの読書活動を活発にする事は大事だと実践してみたと思う。</li> <li>・将来、図書館主催で中学校への出張おはなし会、読み聞かせ会が実現するといい。民間では限界がある。</li> </ul>
読み聞かせ・おはなしのグループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちがおはなしから読書へと自然に興味をつなげていけたらと思っている。そのためにも学校図書館の環境が整って、学校司書の方とおはなし会が良い連携を持ちたい。</li> <li>・大人があまり本を読まなくなっているのが本が身近にない。常に手に届くところに本がある環境と本を読む時間を与えてあげることが大切だと思う。</li> </ul>
学習グループ・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書の楽しさを知り始める小学生にとって、一番身近な存在である学校図書館の環境整備が大切と思う。</li> <li>・おはなしや絵本にふれる機会を多くすることが大切と思う。学校、保育所、児童館、図書館、お店、本屋、公園などで定期的に不定期でも。そのために語り手や読み手を増やしていく努力も必要。</li> <li>・小さいうちから親子で図書館に通いたくなる企画、夏休みならでの企画</li> <li>・本が好きな子だけでなく、本に関心がない子に届くように、読み聞かせやおはなし会などを学校で行う頻度が上がると良い。本を読もう！と言うだけでなく、先生や保護者に楽しさや大切さが伝わる啓蒙が必要だと思う。</li> <li>・乳幼児、母親へのわらべ唄や幼児、母親への幼児絵本を読んであげたり遊んであげる会を中央図書館でもやってほしいと思う。</li> </ul>

## 設問6 新型コロナウイルス感染症の子ども読書活動事業への影響について

団体の区分	回 答
文庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象が乳幼児のため、注意点が多くある。</li> <li>・ほとんど活動できず、今後の見通しも見えていない。</li> </ul>
読み聞かせ・おはなしのグループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生に絵本の読み聞かせをしていたおはなし会ができない状態。読み聞かせの行為自体より、スペースが無いことが問題のようだ。</li> </ul>
学習グループ・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館や小学校おはなし会の中止、おはなしの勉強会の中止が多くある。</li> <li>・会合が開けず話が何事においても進めない。</li> <li>・感染者が多い中、勉強会を開催していいものか悩み、中止したり再開したりした。</li> </ul>



## 第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定経過

実施時期	会議等の名称・主な内容
令和4年1月～3月	「3歳児健診アンケート」「子ども読書調査」実施
令和4年4月1日	第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置
令和4年5月12日	第1回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 副委員長の選出について、策定スケジュールについて、計画方針について、骨子案について、計画骨子(案)について、アンケート結果について
令和4年6月28日	第2回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」文案について
令和4年8月25日	第3回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」素案について
令和4年11月1日 ～11月30日	パブリックコメントの実施
令和4年12月22日	第4回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」(素案)に対するパブリックコメントの結果について、「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」(案)について
令和5年1月26日	第5回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」(案)について
令和5年2月16日	東大和市立図書館協議会 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」(案)について
令和5年2月17日	東大和市教育委員会 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」(案)付議

東京  
ゆったり日和



東やまと

第三次東大和市子ども読書活動推進計画  
[令和5（2023）年度～令和9（2027）年度]

発行 令和5年3月  
東大和市教育委員会

編集 東大和市立中央図書館  
〒207-0015  
東京都東大和市中心3丁目930番地  
電話 042（564）2454  
FAX 042（564）2425